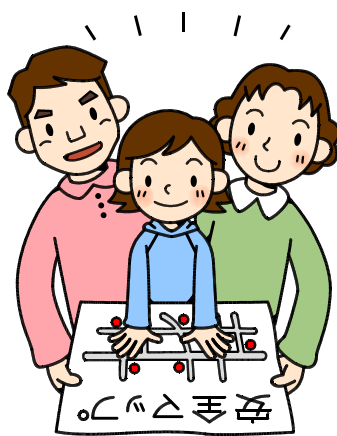


危機管理マニュアル



足利市立葉鹿小学校

目次

《 基本 》

学校管理計画（危機管理の基本的な考え方）	1
学校事故等への対応（基本的な流れ）	2～3
流れ図の説明	4
緊急時における教職員の役割分担	5

《 事例 》

※以下の事例は、**葉鹿文書＞管理＞危機管理マニュアル＞各事例のファイル**にあり

1 授業中・部活動中の事故	6
2 校外学習(活動)における事故	7
3 校庭の遊具等による事故	8
4 いじめへの対応	9
5 突然の危険な侵入者	10
6 交通事故(被害)	11
7 学校周辺の不審者情報	12
8 誘拐	13
9 万引き	14
10 保護者からの苦情等	15
11 わいせつ行為による被害	16
12 学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）	17
13 事件・事故発生時の報道機関への対応	18
14 児童の所在が不明	19
15 不審物発見	20
16 職員の不祥事発生	21
17 全児童の安否確認	22～23
18 火災時の緊急対応	24
19 地震発生時の対応	25～27
20 雷・竜巻・暴風雨等発生時の対応	28
21 雷雨時下校対応	29～30
22 緊急時の連絡	31
23 食物アレルギー発生時の対応	32
24 <u>熱中症対策</u>	33～35
25 その他（Jアラート発生時の対応）	36

危機管理マニュアル

1 目標

教育活動を支える学校運営の推進をめざし、「児童一人一人が安心して楽しく学べる学校」の基盤として、教育活動を支え、教職員が勤務しやすい学校づくりに努める。

2 基本方針

- (1) 教育環境の整備により、教育効果を高める。(施設設備の管理運営に関すること)
- (2) 適正な勤務に関する意識を高める。(危機管理に関すること)

3 具体策

重点目標	具体策	推進者	反省及び改善点
施設設備の管理運営	安全点検結果及び日常巡回により施設設備の状態を把握し、異状があった場合は、修繕を迅速に行う。	教頭 技能員	
	校舎内外の日常点検を確実に実施する。	教頭 技能員	
危機管理に関すること	服務に関する研修を定期的に、又は必要に応じて実施し、危機管理についての意識を高める。	教頭	
	危機管理マニュアルの見直しを進める。	教頭	
	危機管理に関する研修を実施する。	教頭 安全教育係	
	外部組織・機関との連携に努める。	教頭	

4 危機管理について

(1) 危機管理の目的

- ・ 児童及び教職員の生命や心身の健康、安全を守ること。
- ・ 迅速な対応で被害を最小限度に抑え、学校を安定した状態に保つこと。
- ・ 教職員と児童及び保護者、地域住民との信頼関係を保つこと。

(2) 児童指導に関わる危機管理の主な内容

- ・ 児童の問題行動や事故等の予測による未然防止
- ・ 児童の問題行動や事故等への対応
- ・ 児童の問題行動や事故等の再発防止

(3) 危機に対する事前の準備

- ・ 全教職員の危機管理意識の高揚
危機的状況時以外の時の教職員の意識が重要である。
- ・ マニュアル等の全教職員による共通理解の徹底
- ・ 情報の収集とその有効活用
- ・ 児童・保護者との信頼関係の構築
- ・ 指導記録の整理と蓄積

(4) 事象への対応

危機的状態に対応する場合には、常に最悪の状態を想定することが必要である。

- ・ 迅速かつ冷静・慎重な**初期対応**
- ・ 指揮系統の明確化（管理者のリーダーシップ、報告・連絡・相談の徹底）
- ・ 役割分担の明確化・全教職員により組織的に対応
- ・ 正確な情報収集及び共有化
- ・ 関係機関との連携
- ・ 通信手段の確保・報道機関への対応（一本化）

(5) 日常における安全確保対策

① 環境整備

- ・ 校門、通用門に看板の明示「学校関係者以外の立入禁止」
- ・ 校舎内外の整理整頓、職員室からの校庭、通用門までの視界の確保

② 来校者への指示及び確認

- ・ 校門の門扉は閉める。

③ 授業中、昼休み等における安全確保

- ・ 教職員における校内巡視を適宜行い、危機発生時はインターホンや無線機等で職員室に素早く連絡をする。連絡を受けた教職員は複数で現場に行き現状を確認する。

④ 安全教育、避難訓練

- ・ 学級活動や現職教育の時間を活用し、交通安全や火災・地震・竜巻・不審者からの避難等の指導を計画的に行うと共に、事件や事故等に対する安全指導を実施する。
- ・ 現職教育等で、施設設備の確認や使用方法の周知を図り、必要に応じて外部指導者を招請し教職員の危機対応訓練を計画的に実施する。

【流れ図の説明】

1 管理者への連絡

◇通報内容の管理者への連絡

(いつ、どこで、誰が、誰と、どのような状況の中で、どうなったか)
* 教職員派遣は管理者の指示が原則だが、緊急時は教職員が自分で判断する。

2 管理者の判断

◇判断の内容・視点

- ①現場に派遣する教職員の選定と人数の決定(複数が望ましい)
- ②養護教諭派遣の必要性(けが、病気の有無や程度を予想して判断)
- ③連絡を受けた時点での関係機関への連絡の必要性
(生命にかかわるものか、重大な事故か、緊急性があるか、など)

3 事故発生現場への教職員の急行と具体的な対応

◇教職員の急行と対応の内容

- ①状況判断(教職員の増員による対応、関係機関への連絡、養護教諭の必要性などを即座に判断)
- ②児童の興奮状態の鎮静化
- ③けが・病気の児童への応急手当(必要に応じ心肺蘇生も行う)
- ④救急車の手配や医療機関への連絡(③の状況による)
- ⑤当該児童の保護者への連絡
- ⑥周囲の児童への指導(現場から離す、別室での活動の指示など)
- ⑦管理者への状況報告(①の判断に応じて追加支援を要請)

4 関係機関等への連絡

◇関係機関等への連絡の必要性の判断

- ①医療機関…重大なけがや病気等の生命にかかわる危険性がある場合
 - ②警察…事態の鎮静化が図れない場合及び事件性が考えられる場合
 - ③教育委員会…重要と判断される場合
- * 事件・事故等への対応が困難な場合は教育委員会と相談する。

5 緊急対策会議の開催

◇会議日程(可能な限り早期に開催)

構成：P2参照

内容：状況を踏まえた今後の対応の在り方の原案検討

- ①現段階での状況の把握と整理
 - ②具体的な対応策の決定
 - ③今後の方針等の決定
 - ④役割分担の決定(病院派遣、警察対応、報道対応、保護者対応等)
- ※状況により、職員会議を待たずにチームを編成して緊急に対応する。
* 生命にかかわる事故等の場合はPTA役員会の開催も検討する。
(役員会…状況報告をもとにPTAとしての今後の対応を検討する。
臨時PTA総会開催の必要性についても相談する。)

6 緊急職員会議の開催

◇協議内容(P2参照)

- ・緊急対策会議における協議結果の伝達等

7 方針に則った具体的な対応

◇留意点

- ・医療機関、警察等関係機関との連携を踏まえて対応を進める。
- ・必要に応じて教育委員会に助言を求める。
- * 緊急事態においては人的な支援を得ることも考慮する。
(スクールサポーター、教育相談員、指導主事等による支援)
- * 学校だけでの対応が困難な場合にはサポートチームの支援を要請する。

8 対応結果の確認と分析

◇進め方

- ・状況を判断しながら緊急対策会議を再度開催する。
→具体的な対応の在り方や役割分担、方針の再検討を実施する。

9 再発防止策の検討と具体的方針の決定

◇最終案の決定

- ・累積された結果と今後の見通しをもとに検討し、事件・事故の再発防止策、具体的方針を決定する。(結果を保護者に説明する)
- ★一連の対応の流れを記録し、今後の児童指導体制の充実に向け活用する。

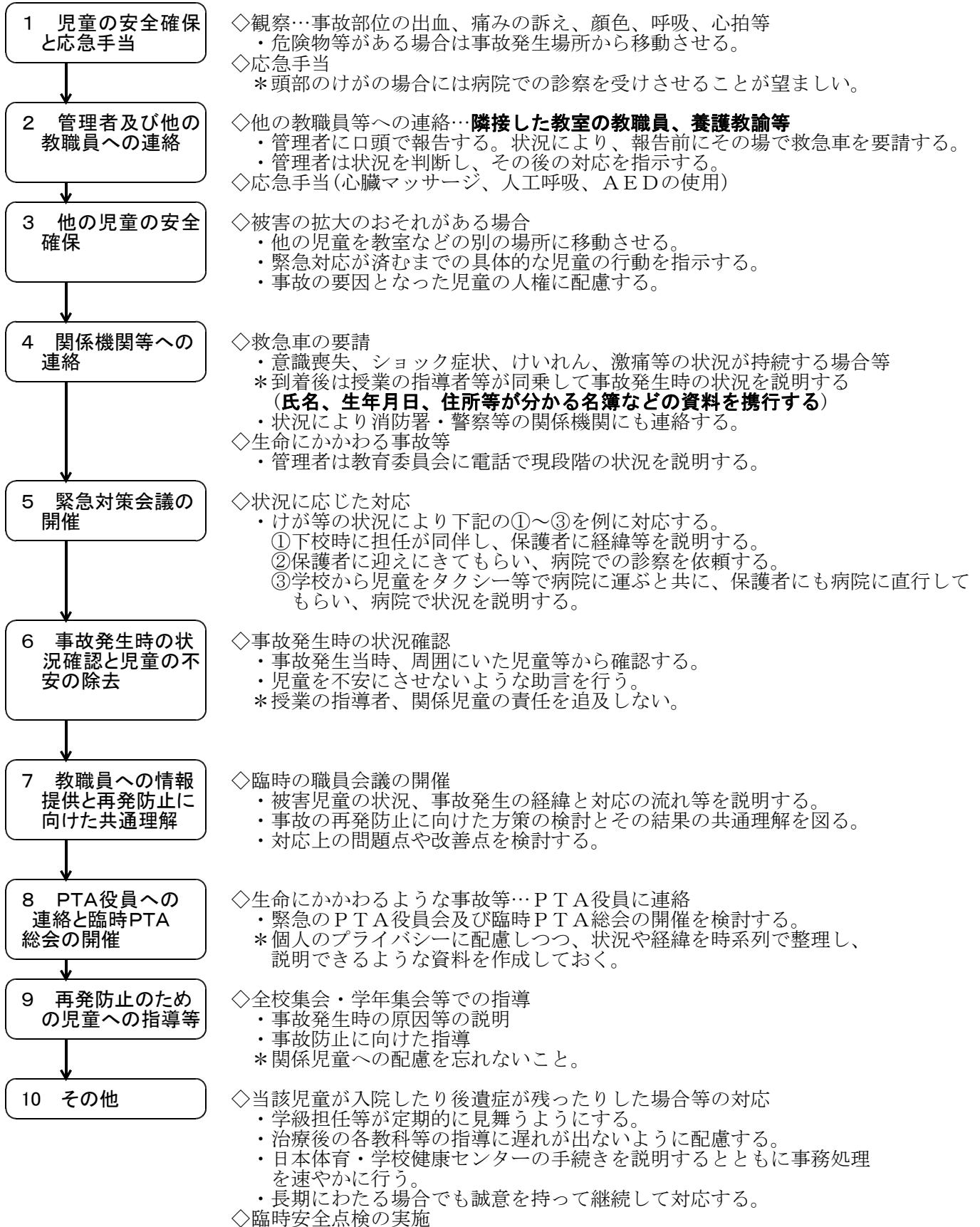
5 緊急時における教職員の役割分担

緊急時は、最悪のことを想定し状況に応じて全職員で役割分担に応じて冷静かつ敏速に対応にあたる。

担当者	対応例
校長 教頭	① 総括・指揮 ② 教職員への指揮(共通理解) ③ 教育委員会への報告・連絡(速報及び逐次) ④ 警察署、消防署等との連絡(協力出動要請) ⑤ 報道機関への対応(窓口の一本化) ⑥ 被害児童及び保護者宅への謝罪・家庭訪問等 <div style="text-align: right;">(迅速・誠意)</div> ⑦ 学校評議員への連絡 ⑧ 避難誘導の指揮(校内放送等での的確な指示)
教務主任	① P T A会長、本部役員への連絡 ② P T Aへの連絡 ③学童クラブ(放課後児童クラブ)への連絡 ④交通指導員への連絡 ⑤近隣の小中学校、幼稚園、保育園、保育所への連絡
学年主任 担任等	① 児童の安全確保(担任—学年主任—教頭—校長) ② 児童への指導(心的ケア) ③ 保護者への連絡・引き渡し ④ 被害児童等への家庭訪問
教務主任 児童指導主任 少人数指導等	① 現場へ直行 ② 不審者への対応
養護教諭 保健主事	① 応急手当 ② 負傷者への付き添い ③ 医療機関・学校医等との連携(助言協力要請等)
事務職員	① 緊急車両との電話対応 ② 各種連絡・緊急放送担当

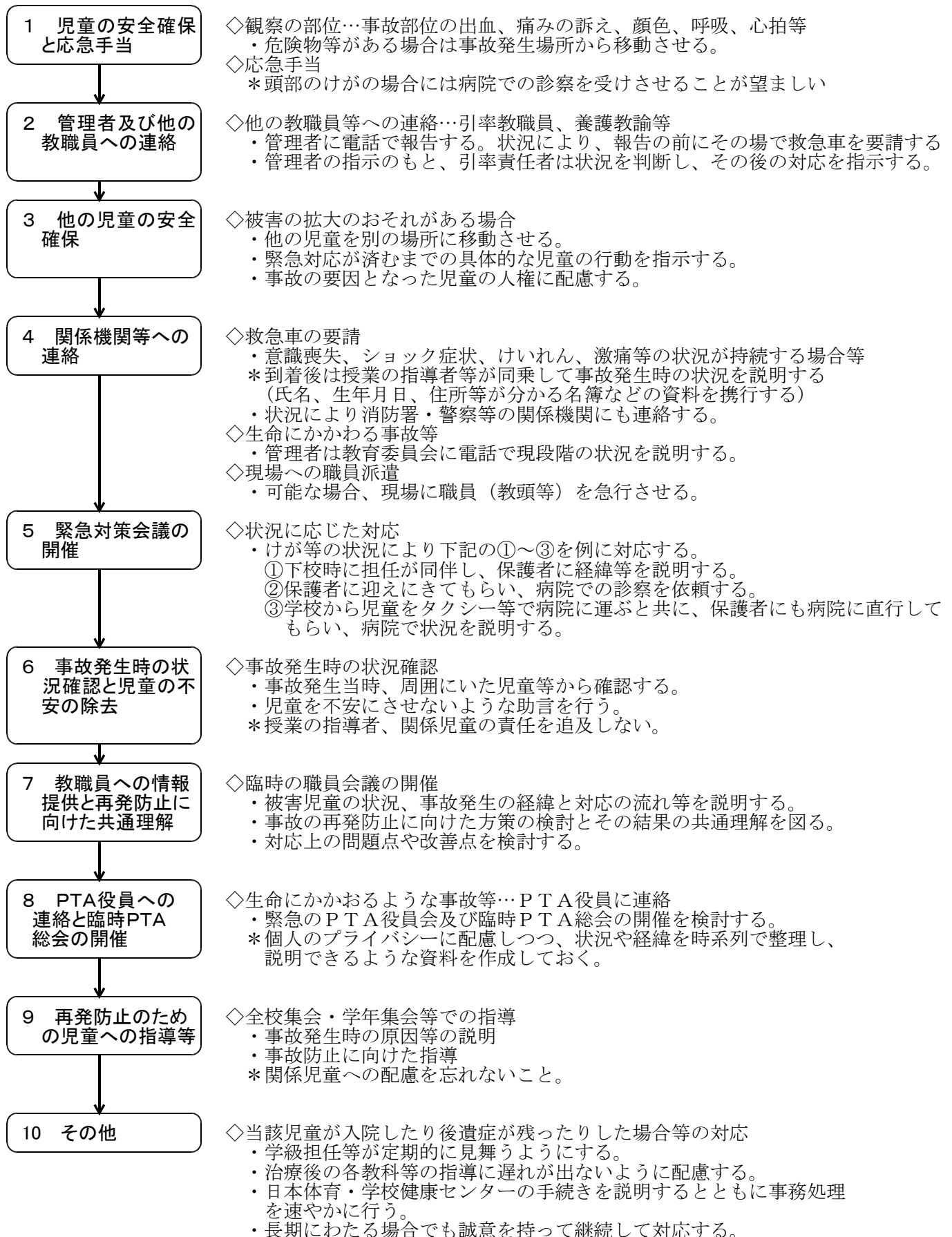
＜事例1＞ 授業中・部活動中の事故

- 具体例 ① 体育の授業中、児童が跳び箱から落下し、鎖骨を骨折した。
 ② 図画工作の時間に誤って児童が彫刻刀で掌を刺してしまい、出血した。
 ③ 理科の授業中、実験中に児童の顔に塩酸がかかってしまった。
 ④ プールで水泳中に児童が溺れ、引き上げられたときは呼吸が停止していた。
 ⑤ 熱中症を起こした(疑いを含む)。
 ⑥ 廊下を走ってガラスに突っ込んだ。



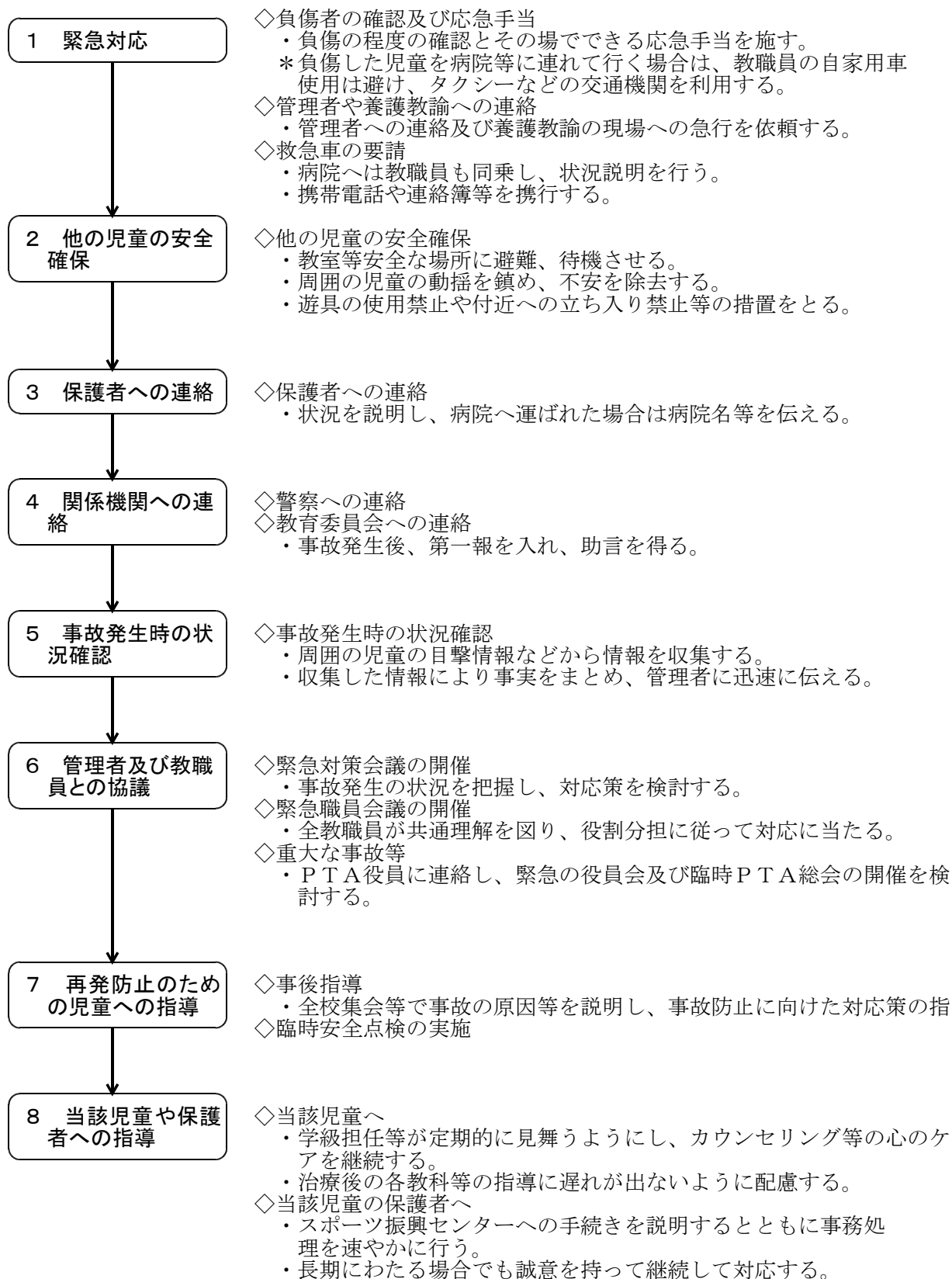
<事例2> 校外学習(活動)における事故

具体例 ①「総合的な学習の時間」の校外学習中に、児童が集団で蜂に刺された。
② 遠足のハイキングで児童が転倒し骨折した。



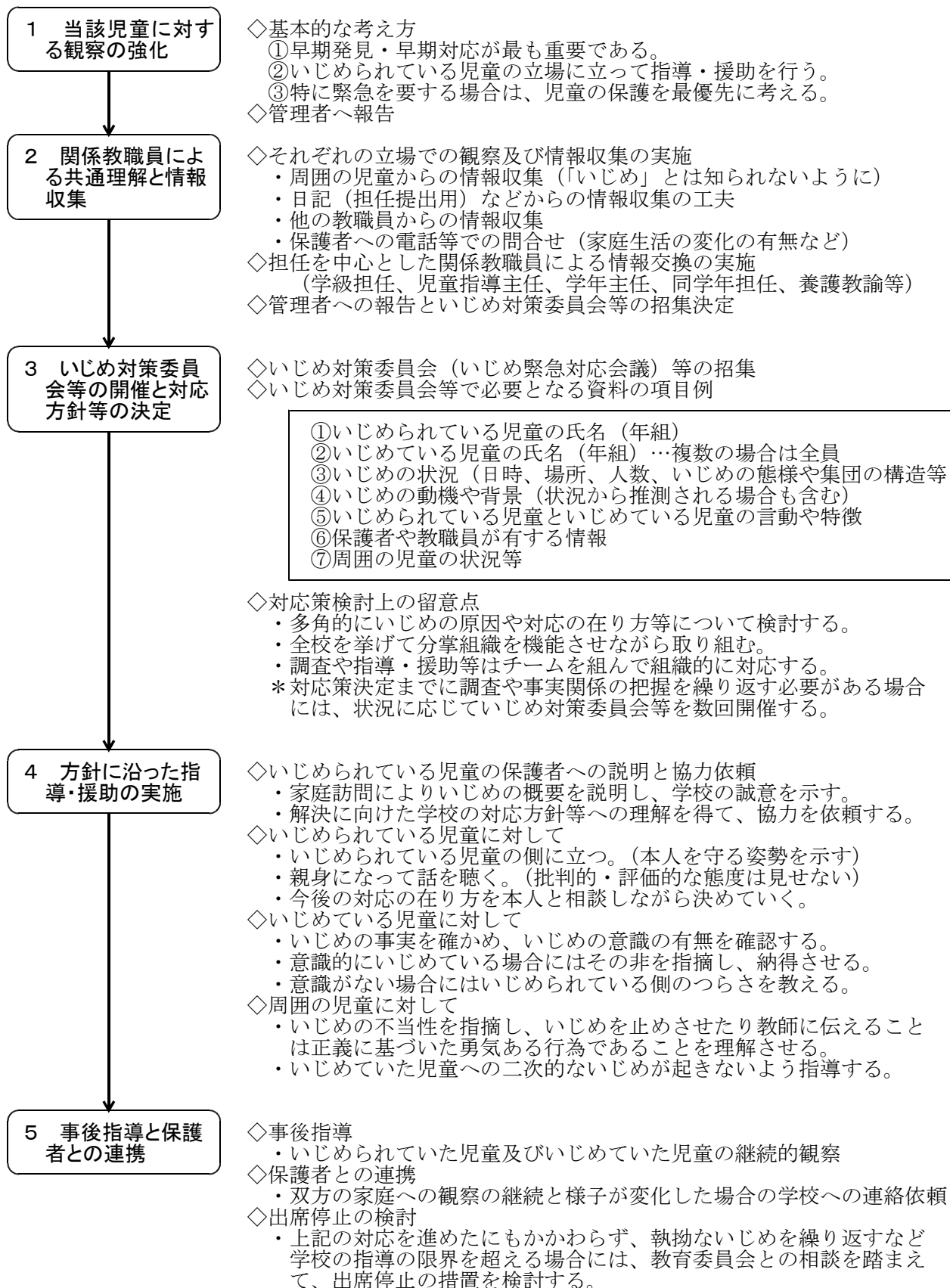
<事例3> 校庭の遊具等による事故

- 具体例 ① 鉄棒で遊んでいた児童が誤って頭から落ちた。
 ② ブランコの鎖が切れ、遊んでいた児童が落ちてけがをした。



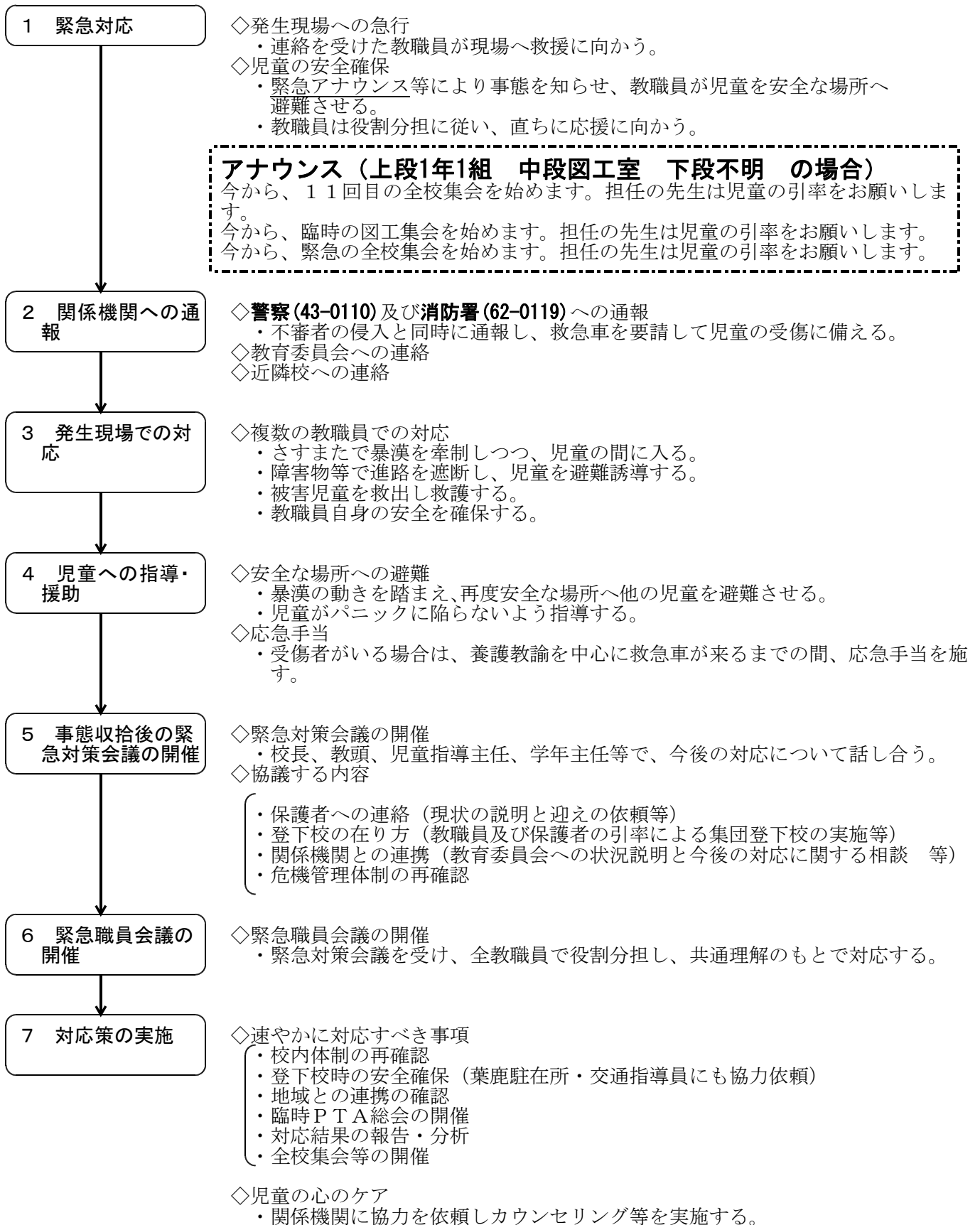
<事例4> いじめへの対応

- 具体例 ① ある児童が休み時間等に孤立しているように見えたので、どうしたのか尋ねたところ、「みんなから仲間はずれにされている」と訴えてきた。
 ② 児童の保護者から「子どもがいじめられて困っている」と申し出があった。
 ③ 他の教師から「〇〇さんがいじめられているとの情報がある」と連絡があった。
 ④ 自殺をほのめかす行動や行為、言動が見られた。



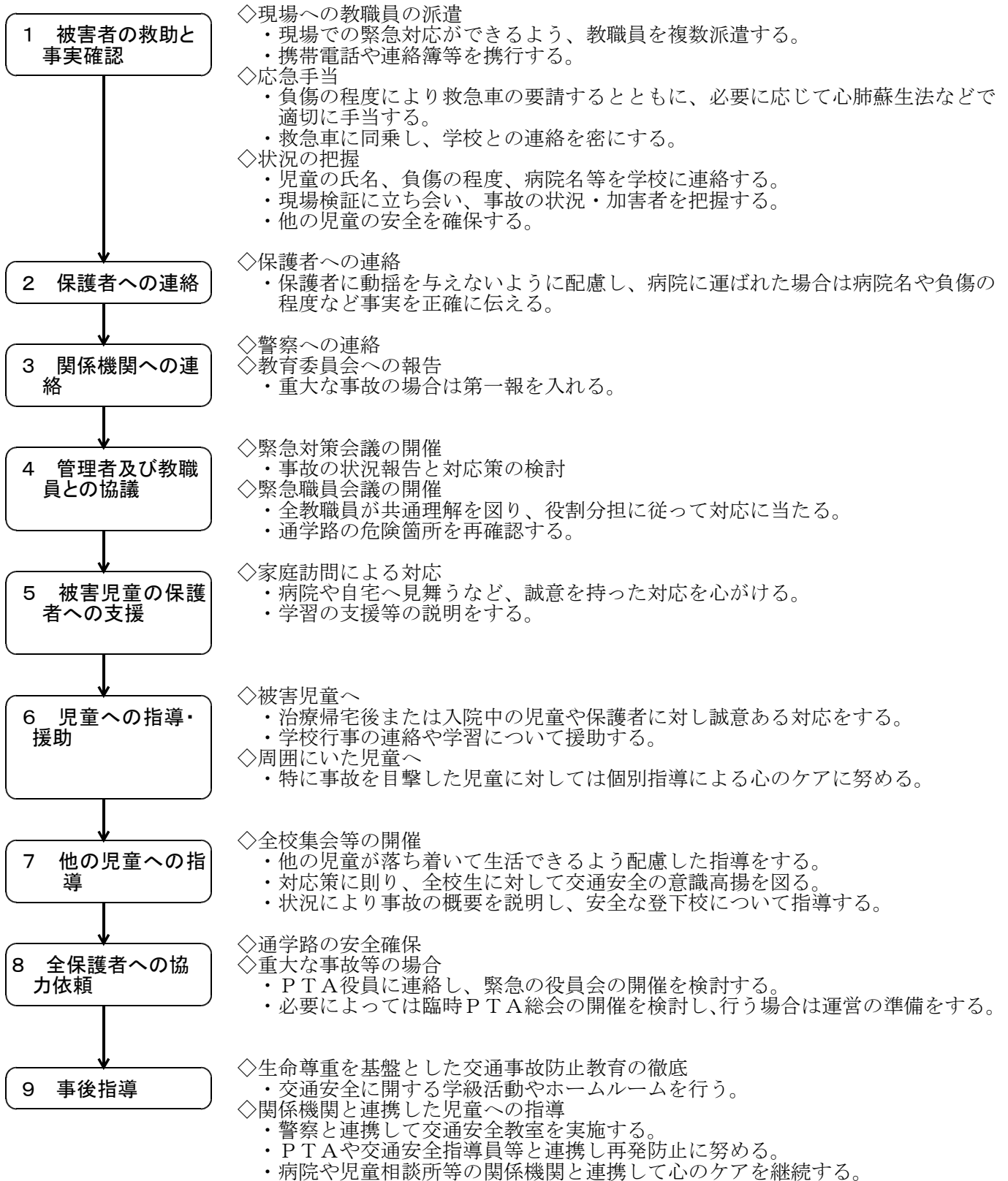
<事例5> 突然の危険な侵入者

- 具体例 ① 授業中、不審者がナイフを持って教室に乱入し、いきなり児童に切りつけた。
 ② 校外学習のため集団で歩いているところへ不審者が現れ、危害を加えてきた。



<事例6> 交通事故（被害）

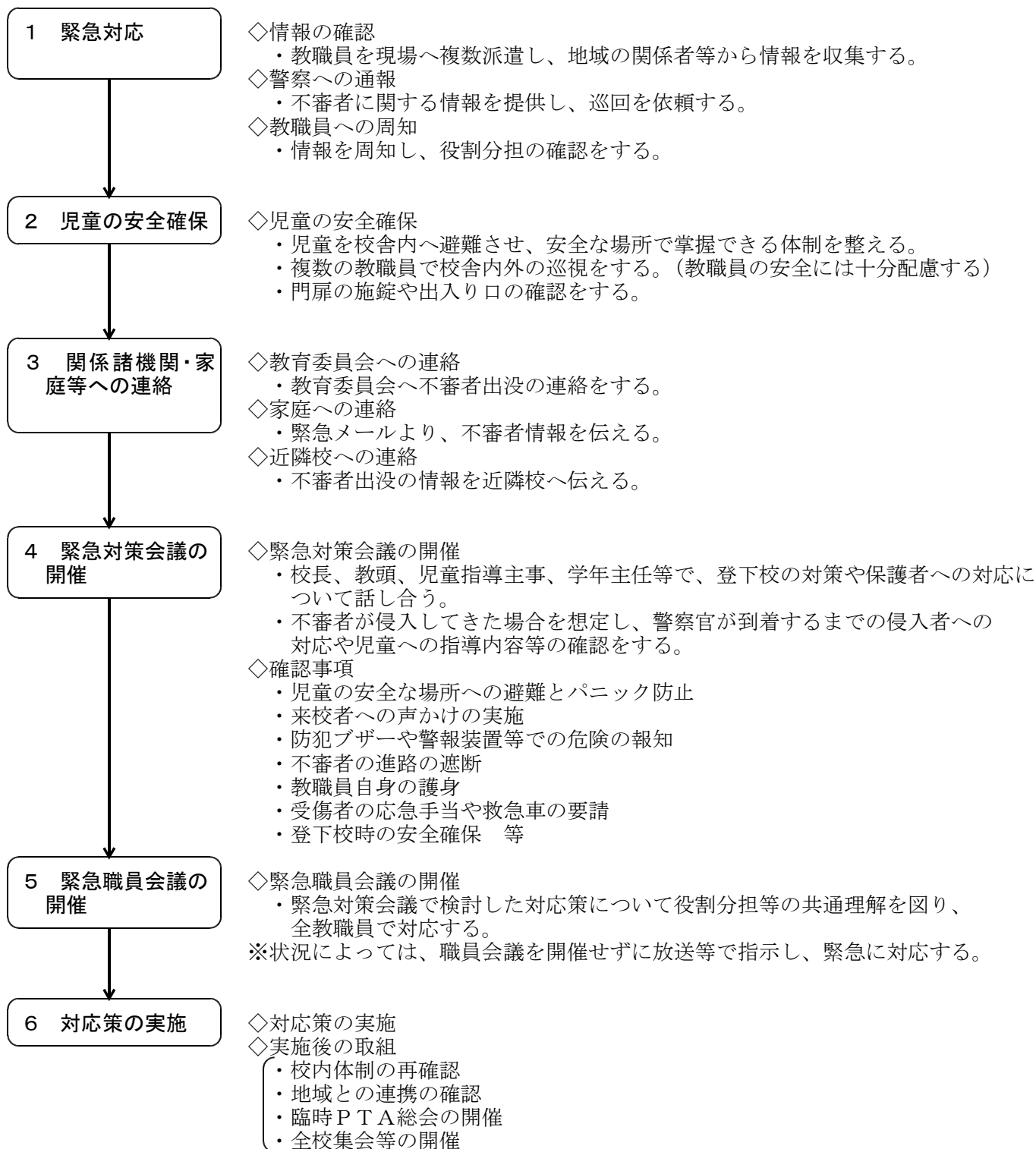
- 具体例 ① 集団登校の列に車が飛び込み、多数の児童が負傷した。
 ② 児童が下校途中、普通車にはねられた。



※下校後の児童の交通事故に対しても、可能な限り同様の対応をとる。休日中の交通事故が明らかになった場合は、保護者に状況を確認し、3以降の対応を行う。

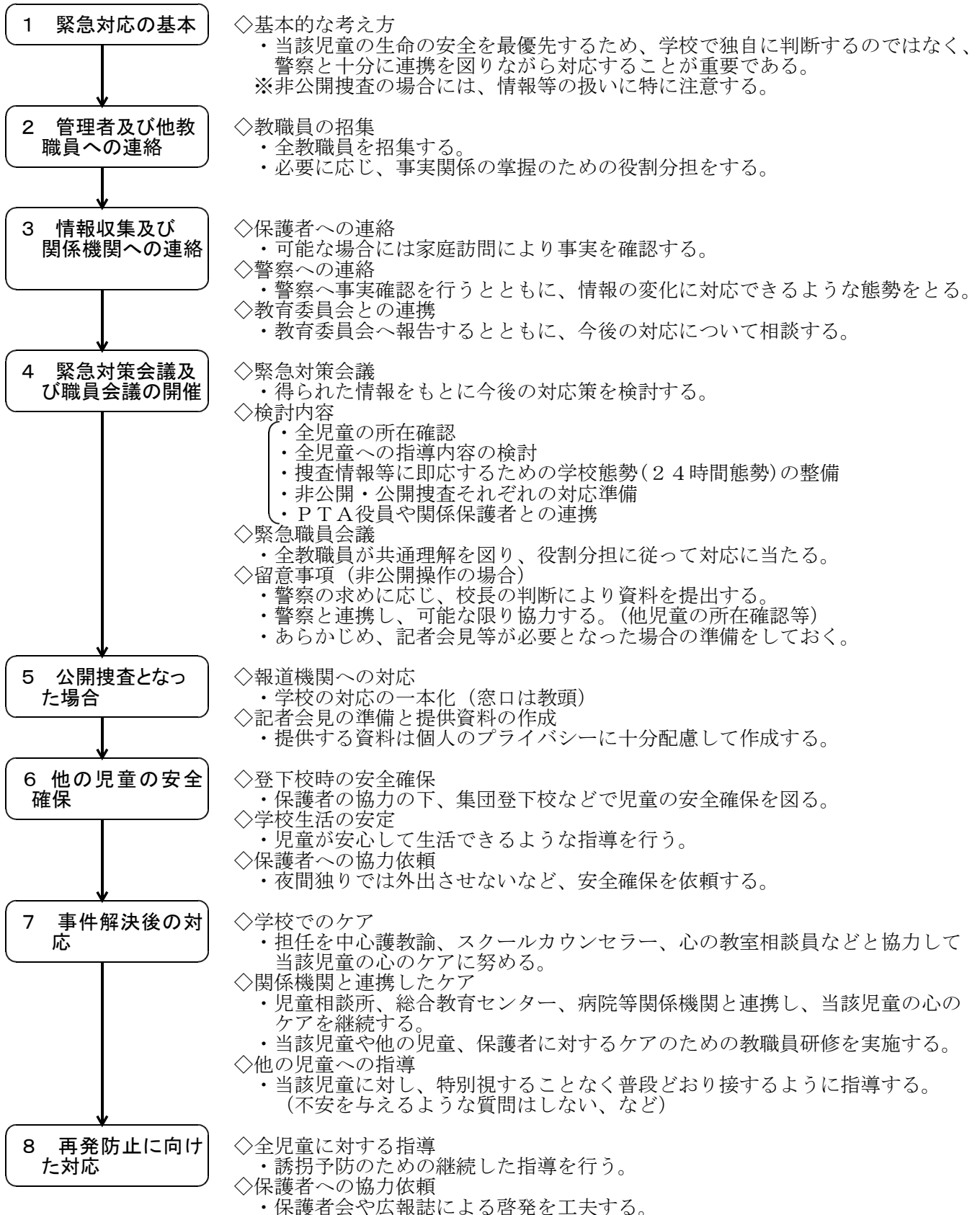
<事例7> 学校周辺の不審者情報

- 具体例 ① 地域住民から不審者が学校周辺をうろついているという情報を得た。
 ② 近隣校から不審者侵入の知らせを受けた。
 ③ 登校中にナイフを持った不審者に遭遇したと児童から申し出があった。



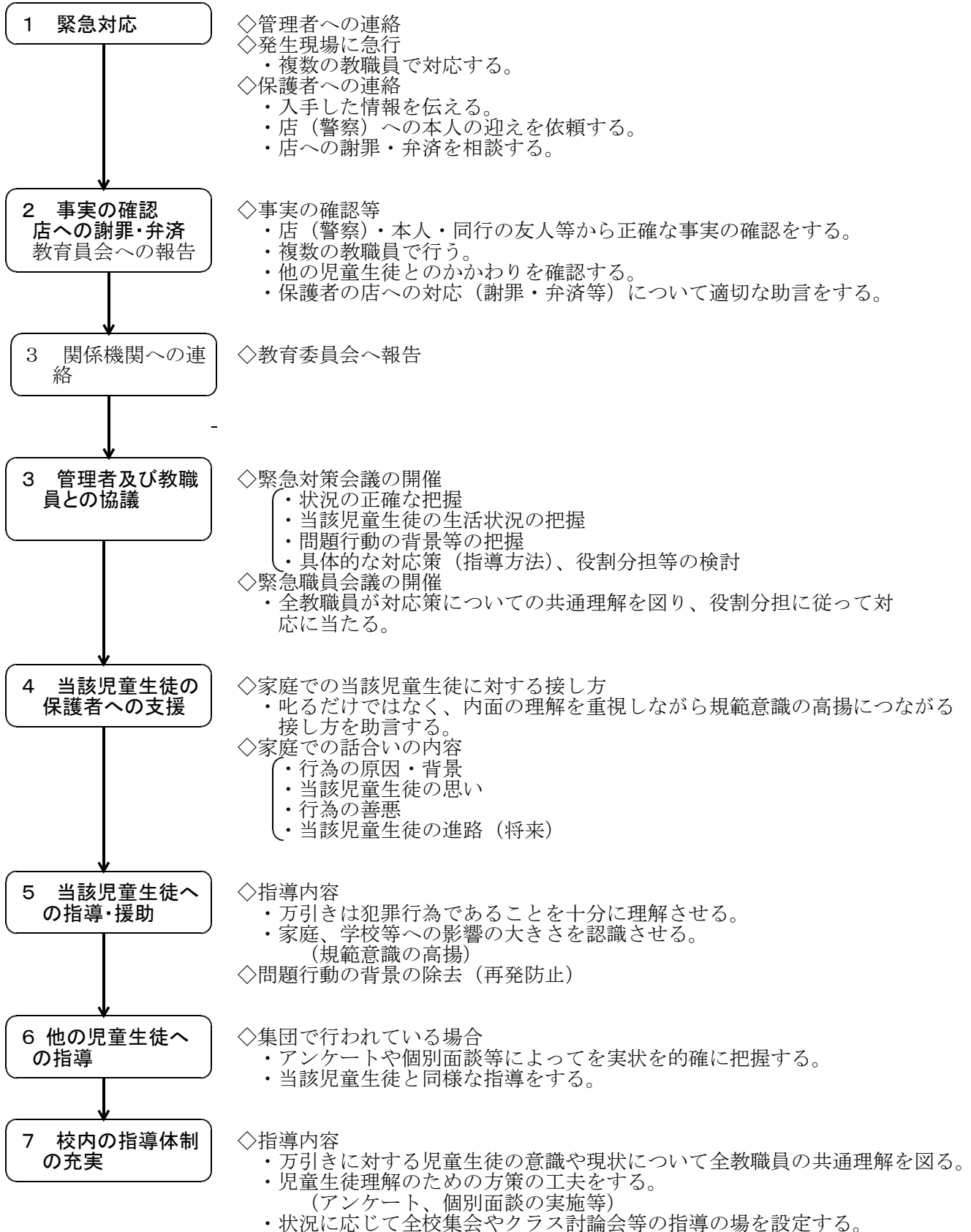
＜事例8＞ 誘 拐

- 具体例 ① 家の近くで遊んでいた児童が何者かに連れ去られた。
 ② 警察から家出を繰り返していた生徒が誘拐されたと連絡があった。



＜事例9＞ 万 引 き

- 具体例 ① 店（被害店）から児童の万引きを発見したとの連絡を受けた
 ② 児童が万引きで警察に補導されているとの連絡を受けた。
 ③ 児童から友人の万引き行為について情報提供があった。



<事例10> 保護者からの苦情等

- 具体例 ① 授業態度の悪い児童を指導したところ、その夜、学校に保護者から抗議の電話があった。
② 児童に対する指導の仕方が悪いので担任を替えてもらいたいと、保護者が集団で訴えてきた。

1 保護者との対応時の基本姿勢

◇基本姿勢

- ・保護者の訴えに耳を傾け、不安感や焦燥感を共感的に受け止める。
- ・校内体制内での組織的対応であることへの理解を求める。
- ・家庭問題への不介入を原則に児童生徒の指導・援助について話し合う。
- ・個人情報の扱いについては、十分に留意する。

2 管理者との相談と対応方針の検討

◇対応者の決定

- ・訴えの内容を吟味し、状況に応じた適切な対応者を決定する。

◇保護者への説明内容の検討

- ・保護者への説明内容を管理者と相談し、共通理解を図る。

◇学校内での共通理解

- ・緊急対応のための対策会議や職員会議の開催
- ・説明責任（アカウンタビリティ）の必要性
- ・時系列で整理された指導記録の確認
- ・主張すべきことは主張し、非は非として認める姿勢

3 保護者との協議

◇家庭訪問する場合

- ・家庭訪問の必要性を十分に吟味し、緊急性のある事項に限る。
- ・保護者の了承の下に、教頭を含め複数の教職員で訪問する。
- ・当該児童に訪問の目的を理解させる。

◇来校を求める場合

- ・来校を求める場合はできるだけ保護者の都合に合わせる。ただし、授業への影響のない時間とし、終了の時間もはっきり決めておく。
- ・複数の教職員で対応する。
- ・呼び出し感覚でなく、誠意を持って対応する。
- ・和やかな雰囲気作りに努める。
- ・保護者の言い分を十分に聴いた後、学校側の方針を伝える。
- ・原因や責任追及でなく、児童を中心に「今できること」を話し合う。

4 問題が複雑化した場合

◇複雑化したときの基本

- ・物による証明や人による証言など、事実を基に対応する。
- ・相手に共感することを目に見える形で表し、誠意を持って対応する。
- ・法的な根拠を踏まえて対応する。
- ・校内体制の確立や教育委員会との連携により組織的に対応する。

5 関係機関との連携

◇連携が必要な場合（例）

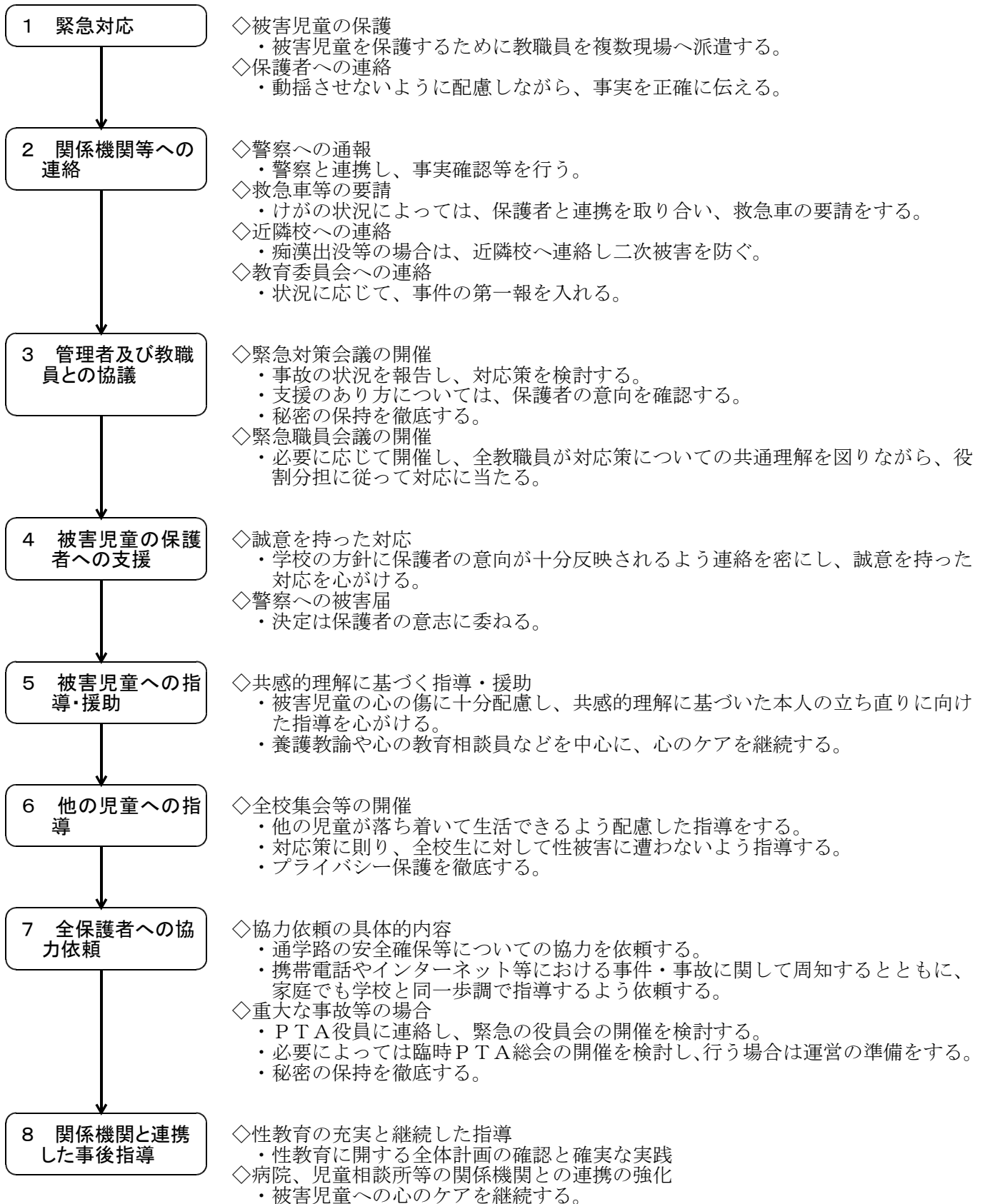
- ・校内の指導体制では解決が困難な場合
- ・より専門的な判断・診断が必要と考えられる場合
- ・専門機関と連携した方が成果が期待される場合
- ・学校の要因以外に解決を目指す課題がある場合
- ・生命 safety の保持等、緊急な援助を必要とした場合

◇連携を図るときの留意点

- ・連携の必要性を保護者に説明し、決定は保護者に委ねる。
- ・援助の一環としての連携に努め、指導の放棄と受け取られないようにする。
- ・相互の教育機能の特性を踏まえ、学校・保護者・関係機関等が連携する。
- ・個人情報の保護をけじめ、児童や保護者の人権を侵害することのないよう留意する。

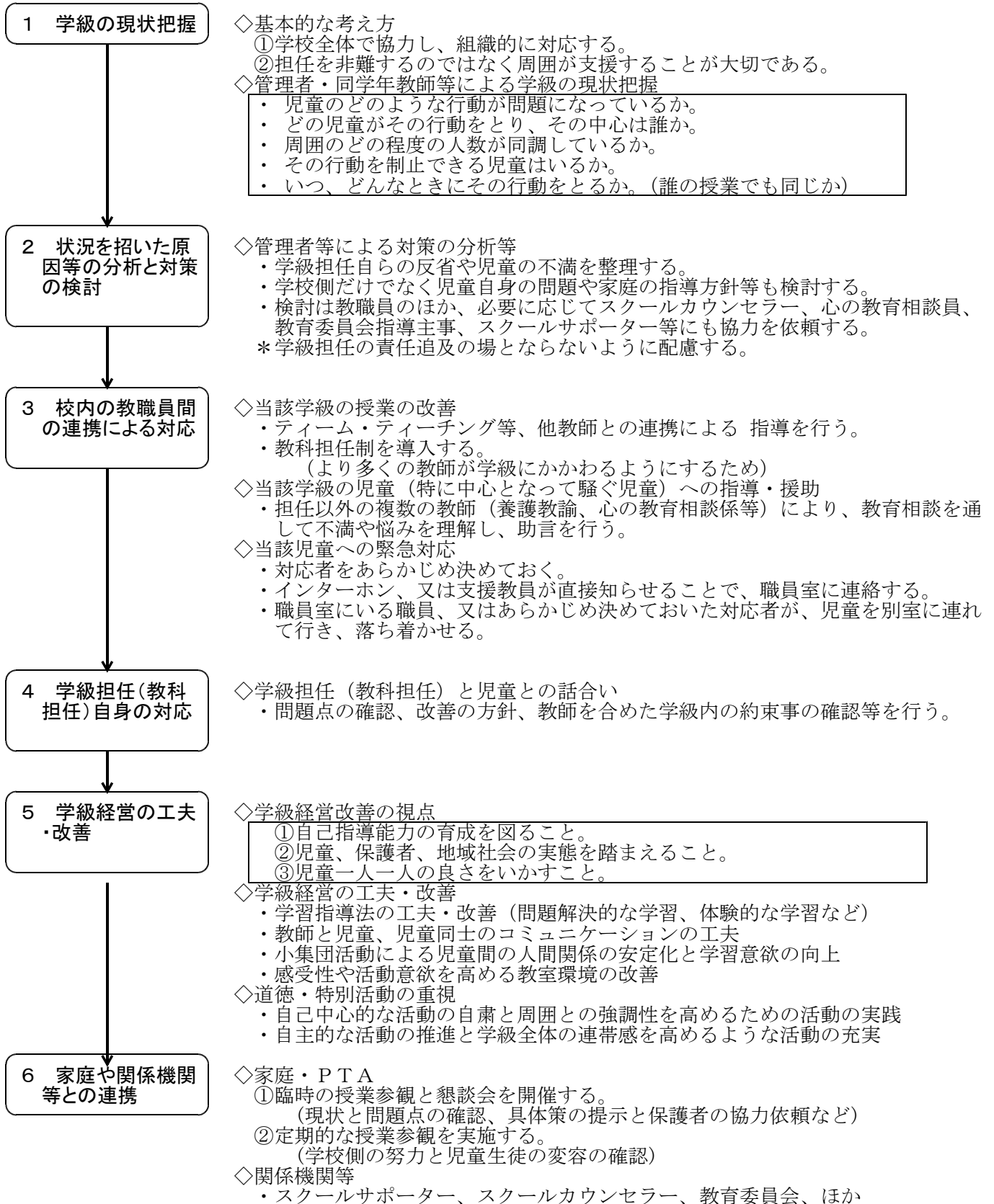
<事例11> わいせつ行為による被害

- 具体例 ① 女子児童が下校途中、無理やり車に乗せられ、車内でわいせつ行為をされた。
 ② 女子児童が水着を更衣室で着替えている最中、痴漢に襲われた。



<事例12> 学級がうまく機能しない状況(いわゆる「学級崩壊」)

- 具体例 ① ある学級の児童が、授業中に無断でトイレに行ったり立ち歩いたりし、教師の指導が通じない状況になった。
 ② ある学級では、授業中、決まって男子児童が騒ぐようになり、授業ができなくなってしまった。
 ③ 授業中、児童が教室を飛び出し、校外に出て行ったり、家に帰ったりした。



<事例13> 事件・事故発生時の報道機関への対応

- 具体例 ① 児童の誘拐事件が発生したが、翌日、無事に保護された。
 ② いじめが原因で不登校になった児童の保護者が学校を訴えた。

1 報道機関への対応の基本姿勢

- ◇基本的な考え方
 ・個人情報や人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら正確な情報と事実を公開する
 ・学校の対応状況や方針を説明するなど真摯な態度で対応する。
 ・全ての報道機関に公平に情報等を提供する。
 ＊対応する際は教育委員会と連携を図りながら行う。

2 学校全体での役割分担

- ◇役割分担の必要性
 ・報道機関への対応が必要となるような場合には、次のような多様な役割分担が不可欠である。(4ページ緊急役割分担参照：原則は下記の通り)

対 象	校長	教頭	教務	児主	担任	学主	児主
①当該児童					◎	○	…児童指導主任
②当該家庭	○				◎	○	学主
③全校児童				◎		○	…学年主任
④全校の保護者			◎	○			◎主となって対応
⑤報道機関等	○	◎					
⑥教育委員会	◎	○	○				○補佐として対応
⑦地域住民			◎	○			
⑧警察等	○	○		◎			

＊全体指導と判断はP T A・教育委員会との連携のもとに校長が行う。

3 事件・事故等の状況把握と整理

- ◇当事者や周囲の児童、地域住民等からの情報確認
 ・いつ、どこで、誰が、誰と、何を、なぜ、どのように、どうしたか
 ・複数の教職員で調べた場合は互いに照合して正確を期す。
 ・事件・事故及び学校等の対応を時系列に沿って整理する。

4 取材回答内容の確認

- ◇取材等への回答内容の作成・検討
 ・事実関係に誤りがないかを確認する。(他校との関連に注意する)
 ・回答しても問題がない内容かを確認する。

★話してはならないこと

- ①人権に反すること。
- ②プライバシーに関すること。
- ③警察の捜査にかかわること。

5 報道機関への対応の在り方

- ◇報道機関への対応
 ・窓口は管理者に一本化する。(事前に校内で協議しておく)
 ・学校での取材に対する文書による協力依頼を行う。
 児童の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から管理
 [者が判断して依頼する。
 ・社名、記者名、連絡先等の確認を行う。(名刺の提供依頼など)
 ・取材対応のための空間と報道機関用控え室を提供する。
- ◇回答の留意点
 ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。
 ・不明なことは「現段階では分からない」と答える。
 ・調査等について決定していない場合は即答せず、校長の判断を待つ。
 ・事件・事故の再発防止に向けた対策や取組案も示せるようにする。

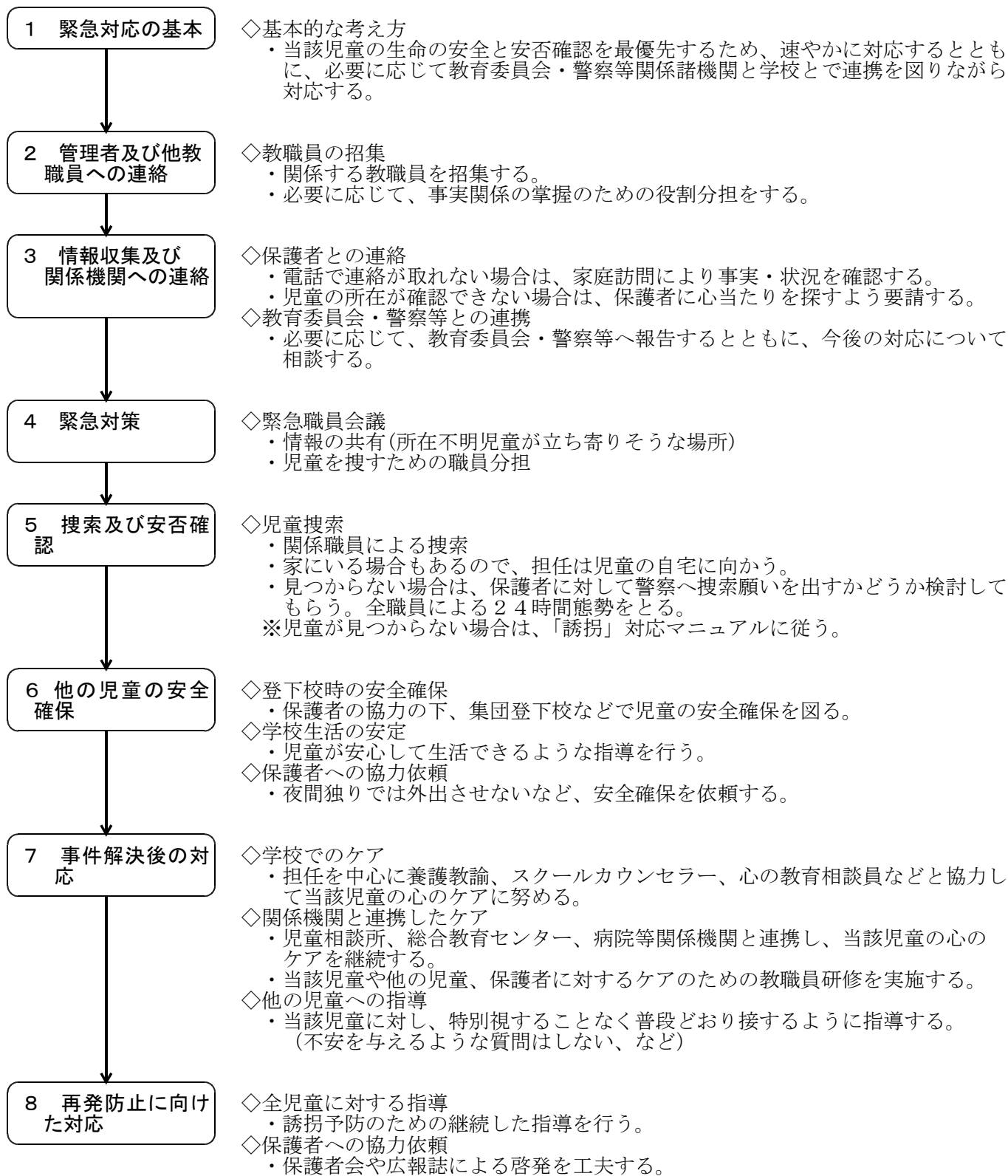
6 記者会見の設定と開催

- ◇取材要請が多い場合
 ・教育委員会と相談して記者会見を開催する。
 《記者会見の持ち方(例)》

会場…事件・事故発生当日の場合には学校で開催
 後日の場合には教育委員会等に会場を移して開催
 時刻…17:00ごろ
 (児童への影響を考慮すると共に学校運営の波乱を回避するため)
 時間…30～40分程度(校長の精神的・身体的負担を考慮)
 分担…校長・教頭と教育委員会の回答を内容により分担する。
 ＊事前に役割分担や回答内容を教育委員会に確認しておく。

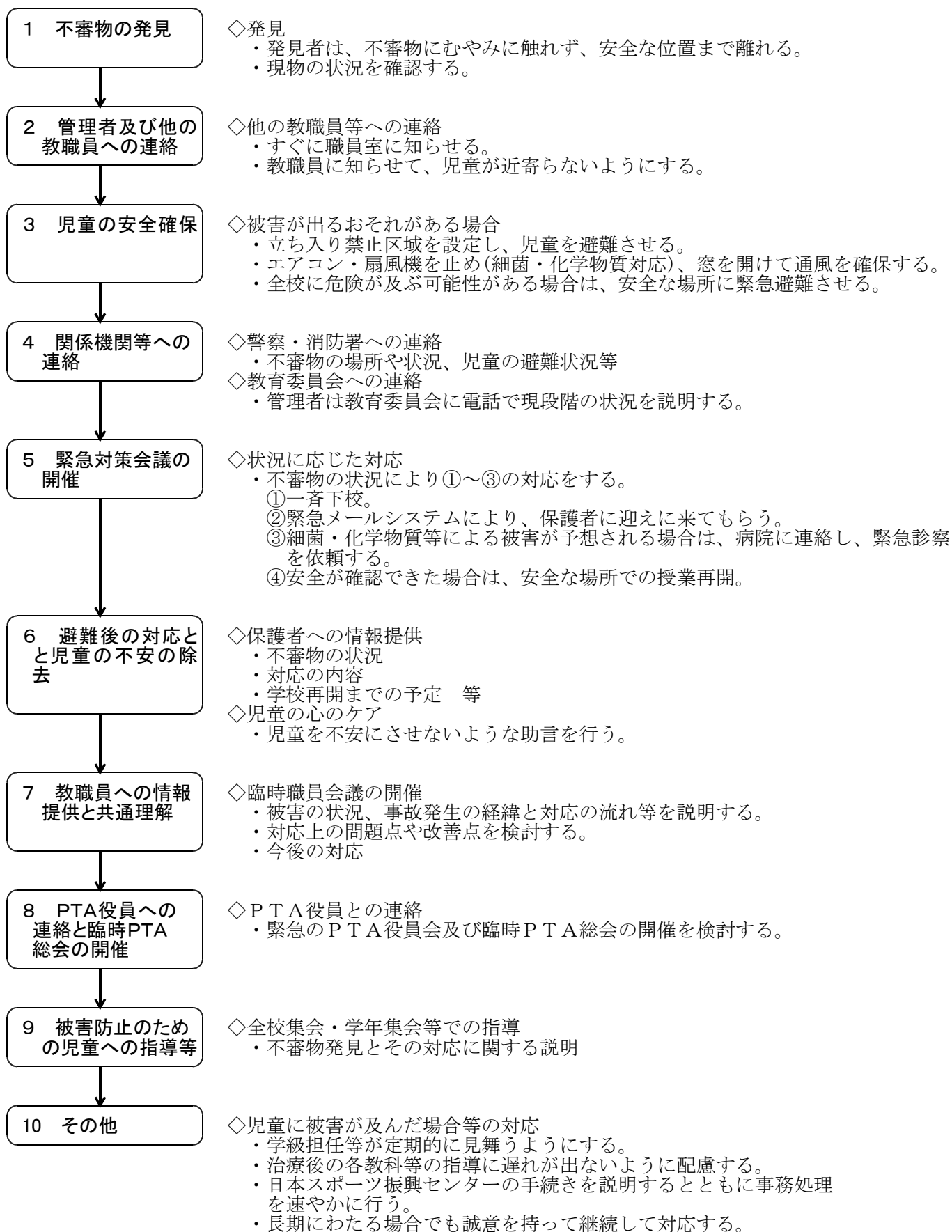
＜事例14＞ 児童所在不明

具体例 ① 夕方遅くなくても、児童が帰宅しないと、保護者から連絡があった。
 ② 朝、児童が登校せず、保護者とも連絡が取れない。



＜事例15＞ 不審物発見

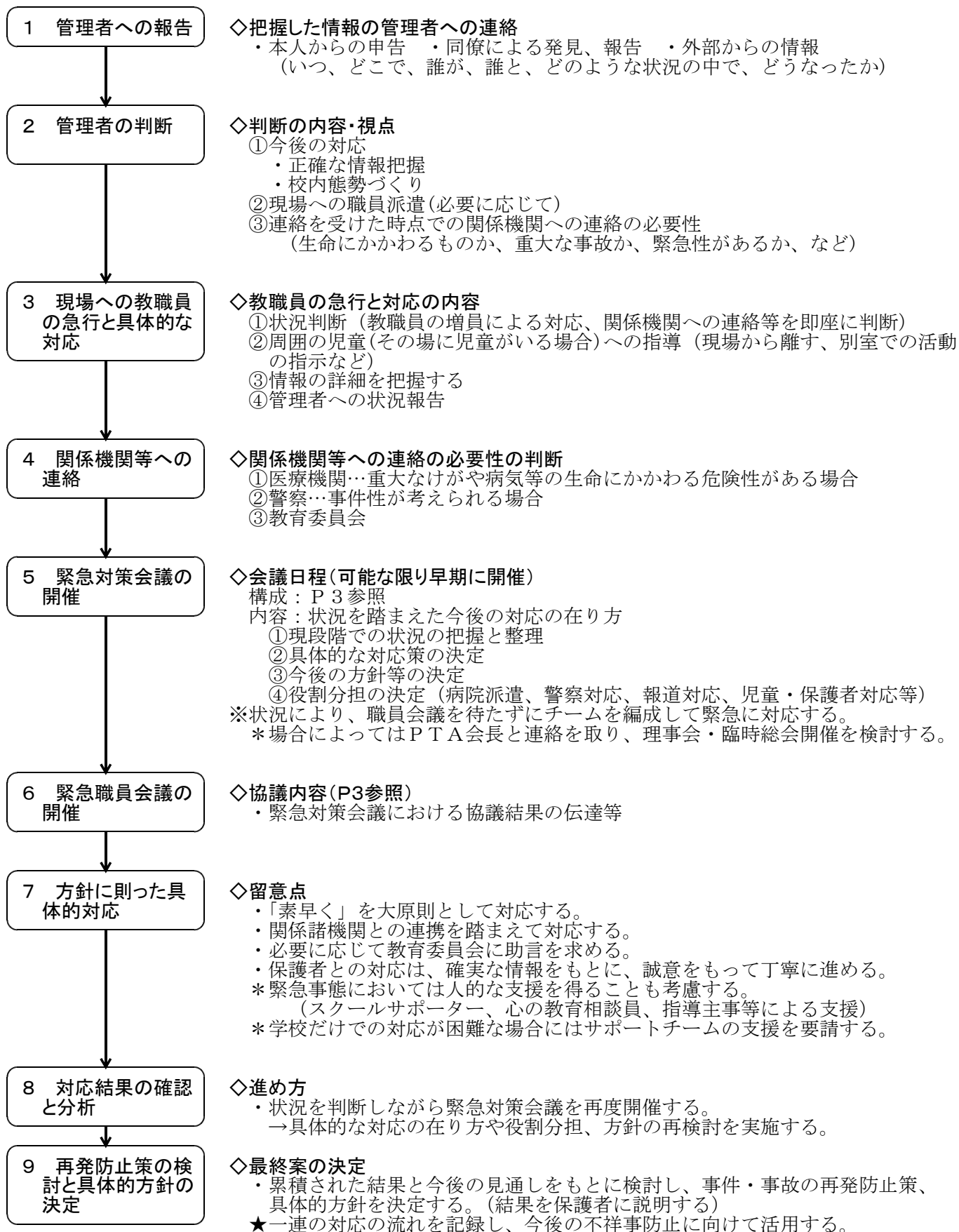
- 具体例 ① 見慣れない時計のような物(導火線・乾電池・秒を刻む音)がある(届いた)。
 ② 異臭がする(火薬・薬品臭等)。
 ③ 粉状の物質・液状の物質が付いていたり、入っていたりするものがある(届いた)。



＜事例16＞ 不祥事発生

- 具体例 ① 教職員がUSBメモリーを紛失した。
 ② 教職員による体罰が発生した。

☆ 緊急を要することが考えられるため、場合によっては、順序を変えて素早く対応する。



＜事例 17-1＞ 全児童の安否確認 1

定期的な緊急連絡先とメール登録状況の確認

1 緊急連絡先電話番号

月	学年	実施内容	担当者
4	2～6	○ 環境調査票を配布・回収し、それに基づいて電話番号の登録状況を確認する。	担任
5～6 家庭訪問	全	○ 保護者から、緊急連絡先について口頭で確認する。	担任
2	1	○ 入学説明会案内に環境調査票を同封し、当日回収する。それに基づいて、児童指導主任及び担任が電話番号を登録する。	児童指導主任 担任
随時	全	○ 電話番号の変更が考えられるときは、担任が早急に連絡を取る。	担任

2 メールアドレス

月	学年	実施内容	担当者
2	1	○ 入学説明会にメールアドレス登録の通知を資料と同時に配布し、入学式終了後、教務主任の説明により、その場で登録操作をしてもらう。スマートホンの場合は必ずメールで受信する設定にするよう、注意を促す。 ○ 同じ時間帯に職員室で、パソコンで登録手続きを行う。	教務主任 事務長 担外職員
全	全	○ あらかじめ通知した上で、全校一斉メール送信テストを実施し、登録状況を確認する。通知では、電話番号・メールアドレス・機種変更・携帯電話からスマートホンへの変更・携帯電話会社等の変更を学校に知らせるよう協力を求める。	教務主任
5～6 家庭訪問 等	全	○ 登録が確認されない家庭に、口頭で登録したかどうかについて確認し、登録していない家庭には、登録を依頼する。登録ができない家庭では、必ず通じる電話番号を確認する。	担任
7	全	○ 全校一斉メール送信テスト(4月と同様)	教務主任
1 2	全	○ 全校一斉メール送信テスト(4月と同様)	教務主任
随時	全	○ メールアドレス等の変更が考えられるときは、担任が早急に連絡を取る。	担任

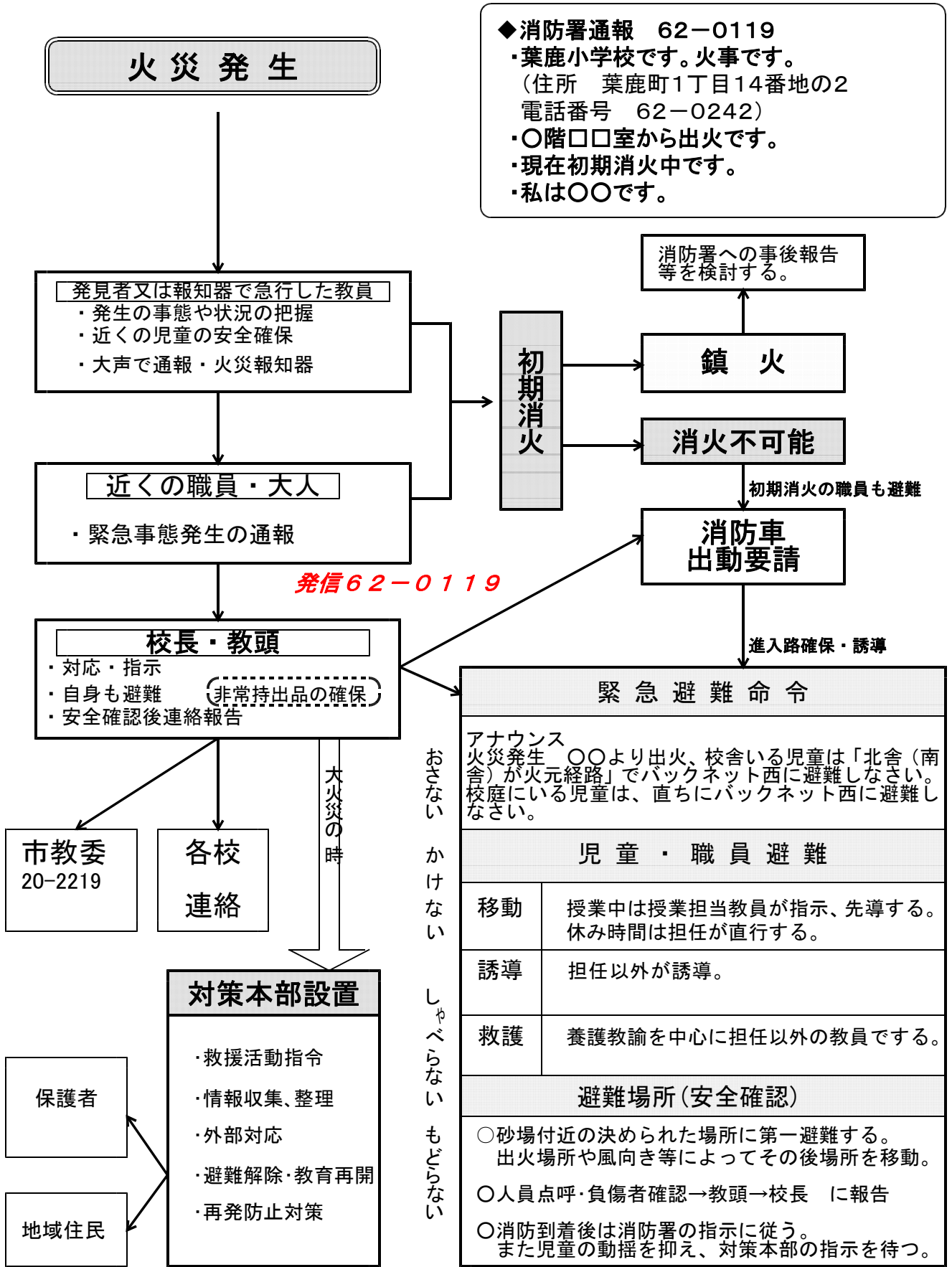
＜事例 17-2＞ 全児童の安否確認 2

全児童の安否確認の手順

※休日等、教頭・教務主任を中心に進める状況を想定。職員が多数いる場合は、返信状況を見ながら電話連絡・家庭訪問を前倒しで行い、安否確認をどんどん進める。

	内 容	担当者
メール 配信時	<p>◎校長の指導を受け、以下のようにメールを配信する。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>①件名 お子様の安否確認</p> <p>②文頭 ※要返信</p> <p>③本文 ※お子様の安全が確認できたら、件名・メール内容等一切 変えずに、そのまま空メールを返信してください。</p> <p>④文末 お子様の安全が確認できない場合は、学校にお電話ください。</p> </div>	教務主任・教頭
メール 配信後	<p>メールが届かない家庭(電話連絡リスト)</p> <p>(1) 電話で連絡する。</p> <p>(2) 連絡が取れない場合は、すぐに家庭訪問をする。</p> <p style="padding-left: 20px;">①連絡が取りにくい家庭を優先的に訪問する。</p> <p style="padding-left: 20px;">②電話連絡がつく家庭は、数回連絡を取り、それでも取れない場合に訪問する。</p> <p>メールが登録されている家庭</p> <p>(1) 返信メールをチェックする。</p> <p style="padding-left: 20px;">①不明メールを確実にチェックする。</p> <p style="padding-left: 20px;">②30分後、電話連絡リスト外でメール返信がない家庭をチェックする。</p> <p style="padding-left: 20px;">③チェックした家庭を各担任に知らせる。</p> <p>(2) メール返信が確認できない家庭に連絡を取る。</p> <p style="padding-left: 20px;">①連絡を受けた担任は、上記の家庭に電話連絡をする。</p> <p style="padding-left: 20px;">②ここでも連絡が取れない家庭は、すぐに家庭訪問する。家庭訪問の結果は、随時学校に連絡する。</p>	<p>担任</p> <p>担任</p> <p>教務主任・教頭</p> <p>担任</p>
	<p>(1) 結果をとりまとめて校長に報告する。</p> <p>(2) 校長の指示を受けて、学校教育課及び必要箇所に連絡する。</p> <p>(3) 終了後、メールで職員・保護者に連絡する。</p>	<p>教頭・教務主任</p> <p>教頭</p> <p>教務主任</p>

<事例18> 火災時の緊急対応



◆消防署通報 62-0119
 ・葉鹿小学校です。火事です。
 (住所 葉鹿町1丁目14番地の2
 電話番号 62-0242)
 ・〇階〇〇室から出火です。
 ・現在初期消火中です。
 ・私は〇〇です。

火災発生

発見者又は報知器で急行した教員
 ・発生事態や状況の把握
 ・近くの児童の安全確保
 ・大声で通報・火災報知器

近くの職員・大人
 ・緊急事態発生時の通報

校長・教頭
 ・対応・指示
 ・自身も避難 (非常持出品の確保)
 ・安全確認後連絡報告

初期消火

消防署への事後報告等を検討する。

鎮火

消火不可能

初期消火の職員も避難

消防車出動要請

進入路確保・誘導

発信62-0119

緊急避難命令	
アナウンス 火災発生 〇〇より出火、校舎いる児童は「北舎(南舎)が火元経路」でバックネット西に避難しなさい。校庭にいる児童は、直ちにバックネット西に避難しなさい。	
児童・職員避難	
移動	授業中は授業担当教員が指示、先導する。休み時間は担任が直行する。
誘導	担任以外が誘導。
救護	養護教諭を中心に担任以外の教員です。
避難場所(安全確認)	
○砂場付近の決められた場所に第一避難する。出火場所や風向き等によってその後場所を移動。	
○人員点呼・負傷者確認→教頭→校長に報告	
○消防到着後は消防署の指示に従う。また児童の動揺を抑え、対策本部の指示を待つ。	

おさない
かけない
しやべらない
もどらない

大火災の時

対策本部設置
 ・救援活動指令
 ・情報収集、整理
 ・外部対応
 ・避難解除・教育再開
 ・再発防止対策

市教委
20-2219

各校
連絡

保護者

地域住民

児童の生命第一 臨機応変に

◆避難するときの注意
 ・姿勢を低くして、ぬれたハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
 ・延焼を少しでも抑えるため、ドア及び窓は閉める。鍵はかけない。
 ・いったん避難したら再び中には戻らない。

＜事例19＞ 大規模地震(震度5強を想定)の緊急対応

(1) 授業中

	授業担当教師	授業のない教職員	校長・教頭	児童
発生・安全確保	<p>◇授業担当教諭は、児童に窓やロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示する。</p> <p>◇安全確保及び身を隠す所がない場合は、落下物から身を守るよう本や帽子などで頭部を保護し、低い姿勢をとるように指示する。</p> <p>◇火気を使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉めたり、電気器具のコンセントを抜いたりする。</p> <p>◇窓や扉を開放して避難口を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">★教職員が分担して各階の状況を確認し、教頭(校長)に確認する。</p> <p style="text-align: center;">★震度4程度の地震であっても、児童の動揺・余震の可能性が考えられる時は避難する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆教師の指示で動く。 ◆机の下にもぐり、机の脚を両手でつかむ。落下物から身を守る。 ◆あわてて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ◆廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央で伏せ、ガラス等の落下から身を守る。 ◆体育館で地震を感じたら、できるだけ中央に避難する。(電灯の下は避ける) ◆校庭で地震を感じたら、落下物等を避けるため、校舎から離れ中央に避難する。
揺れの終息	<p>◇児童の動揺を抑え負傷の有無や負傷の程度などを掌握する。</p> <p>◇避難経路や避難場所の安全(教室及び教室近辺の被害状況、転倒・落下の危険性等)を確認する。</p> <p>◇援助を必要とする児童への対応に十分配慮する。</p> <p>◇二次災害等の危険が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。</p>	<p>◇分担して各教室等に急行し授業担当教師から児童等の状況を聞き取る。</p> <p>◇避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。</p> <p>◇トイレ、保健室、昇降口など、教室以外の場所にいる児童の所在に留意して避難させる。</p> <p>◇援助を必要とする児童への対応に十分配慮する。</p> <p>◇負傷者がある場合、養護教諭等と連携して応急措置にあたる。</p>	<p>◇状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。</p> <p>◇テレビやラジオ等で地域における被害状況等を把握する。</p> <p>◇学校の被害状況を踏まえ管理職の判断により(対策本部)を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大きな揺れが収まったら、教職員の指示に従い避難する。 ◆放送があった際は、静かに最後まで聴く。
避難誘導	<p>◇落下物や煙に対する対策を指示する。</p> <p>◇指示に従い、児童の避難を開始する。「避難指示、押さない、かけない、しゃべらない、もどらない」等、落ち着いて行動するように指導する。</p> <p>◇ホイッスル、(トランシーバー、携帯ラジオ、ハンドマイク)名簿、引渡しカード等を携行し、児童を安全な場所に誘導する。</p> <p>◇教職員は、名簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、管理職に報告する。</p> <p>担任→学年主任→教頭→校長</p>	<p>◇避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める</p> <p>◇校内放送が使用できない場合は、ハンドマイクを用いて校庭側から伝える等の確実な伝達方法により、各教室に避難指示を伝える。指示伝達の確認も必ず行う。</p> <p>◇逃げ遅れた児童がいないか確認する。</p>	<p>◇揺れが収まり避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や児童に校内放送等で避難の指示を行う。</p> <p style="text-align: center;">【避難時注意事項】</p> <p>◇ドアは開放して避難する。</p> <p>◇ガラスや落下物に注意し、頭部を守る。</p> <p>◇いったん避難したら再び中には戻らない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆頭部を守り、口を押さえ、上履きのまま、荷物を持たずに避難する。 ◆避難の途中で教室用へ戻ったり、避難集団から離れたりしない。 ◆ガラスの破片等で怪我をしないように注意する。 ◆教職員の指示に従い、勝手な行動をしない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">おさない かけない しゃべらない もどらない</p> </div>

安 全 確 保 ・ 保 護 者 へ 引 き 渡 し	<p>◇担任は、出来るだけ児童のそばを離れず、動揺を抑え、安全を確保しながら指示を待つ。ただし、負傷者が多いときは、支持にしたがって、元気な児童も仲間の応急手当に加わる。</p> <p>◇児童や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。 (連絡不能の事態も考えられる)</p> <p>◇児童を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。 場合によっては体育館等に宿泊させることもある。</p>	<p>◇施設設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止措置と事後の対応を行う。</p> <p>◇児童や教職員の負傷の程度に応じて、教諭等による(救護班)として対応する。</p> <p>◇分担して通学路の安全確認を確認する。</p> <p>◇地域への広報を行う。</p> <p>◇児童を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。 場合によっては体育館等に宿泊させることもある。</p>	<p>◇管理職は、児童や教職員の負傷の程度に応じて、連やかに救急車を要請するとともに、教諭等による(救護班)を組織し対応を指示する。</p> <p>◇児童や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。 (連絡不能の事態も考えられる)</p> <p>◇市教育委員会に学校の状況を報告し、必要があれば支援要請を行う。</p> <p>◇市内の被災状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。</p>	<p>◆安全が確認されるまでは、学校内の安全な場所で、教職員の指示に従い待機する。</p> <p>◆保護者の迎えがあったら、必ず教職員に知らせ、教職員が引渡しカードで確認した後、帰宅する。</p> <p>◆帰宅後は、安全に配慮した生活をする。</p>
---	---	---	--	---

(2) 登下校中

	担 任	担任のない教師	校 長 ・ 教 頭	児 童
発 生 ・ 安 全 確 保	<p>◇登下校中に地震が来た場合の避難場所について、あらかじめ児童と保護者が決めておき、学校では児童に避難についての指導をしておく。</p> <p>◇校内に児童が居る場合には、落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。</p> <p>◇事前に取り決めておいた分担に従って、各避難場所に向いて、児童の安全確認をする。</p>	<p>情報収集 → 避難指示 → 情報収集・対策</p> <p>発 生 ⇒ 安 全 確 保 ⇒ 避 難 誘 導 ⇒ 人 員 確 認 ⇒ 安 全 確 保 ・ 保 護 者 へ の 引 渡 し</p> <p>★登校前に起こった時は、保護者の判断で登校を遅らせてもよい旨を事前に保護者に伝えておく。</p>		<p>◆落下物から身を守る。</p> <p>◆危険と思われる場所には近寄らない。</p> <p>◆指定された避難場所(学校等家庭で決めた場所)へ避難するが、通学路付近の建物や塀、電線等の損壊の状況により、避難する場所を変更する。</p> <p>◆不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">古い建物、建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。</p>



以下は(1)授業中 …に準ずる。

(3) 休み時間中・校外活動中・部活動中

	担当教師	授業のない教師	校長・教頭	児童
発生・安全確保	<p>◇休憩時間中は放送等で指示し、担任は急行する</p> <p>◇落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。</p> <p>◇室内で活動の場合は、授業中と同じ対応をする。</p>	<pre> graph LR subgraph TopRow [] direction LR A[情報収集] --> B[避難指示] B --> C[情報収集・対策] end subgraph BottomRow [] direction LR D[発生] --> E[安全確保] E --> F[避難誘導] F --> G[人員確認] G --> H[安全確保・保護者への引渡し] end </pre>		<p>◆教職員とはぐれた場合には、動き回らずに安全確保に努める。</p> <p>◆不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。</p>
避難誘導	<p>◇揺れの収まるのを待って最寄りの避難場所等の安全な場所に児童生徒を誘導する。</p> <p>◇交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。</p> <p>◇状況を的確に管理職に報告する。</p> <p>◇校外学習が海岸での場合では、津波を想定し、迅速に高台に避難する。山間部での場合では、土砂崩れ等に注意する。河川付近での場合では、氾濫等を想定し、高台へ避難する。宿舎に滞在している場合は、宿舎側の指示に従い、安全に避難する。</p> <p>◇宿泊学習や修学旅行の事前調査では、見学地や宿舎の周辺の地理的条件等から想定される災害とその対応を確認しておく。</p>	<p>◇避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める</p> <p>◇逃げ遅れた児童がいないか確認する。</p>	<p>◇状況を市教委に報告し、指示を仰ぐ。</p>	<p>◆頭部を守り、安全に避難する。</p> <p>◆ガラスの破片等で怪我をしないように注意する。</p> <p>◆教職員の指示に従い、勝手な行動をしない。</p>

以下は（1）授業中 …に準ずる。

(4) 勤務時間外の対応

- ・自身や家族の安全確保並びに自宅の安全確認の後、学校へ向かって児童及び校舎等の安全確認をする。職員連絡網が使える状況なら、教頭（校長）からの指示を待つ。
- ・必要と思われる情報収集に努める。
- ・できる範囲で、担任する児童の状況を把握する。
- ・連絡が不可能な場合、できる範囲で学校や地域に足を運んで、対応の準備をする。

<事例20> 雷・竜巻・暴風雨等発生時の対応

1 最新情報の確認

2 管理職等の緊急協議

3 校長（責任者）の指示事項及び対応の情報共有

◆ 気象情報に基づき、今後の見通しも踏まえ、対応を決定する。

警報等	授業	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷注意情報 ・ 竜巻注意情報 ・ 暴風雨警報等 	継続 or 中止	① 担当者は、気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ② これまでの降雨量や今後の気象情報、地域の実情に応じて、注意報段階での下校も検討する。 ③ 教職員が安全を確認し、下校する。基本的には集団下校とする。 （事前に児童指導主任と担任外で道路状況を確認） ④ 安全が確認された時点で、集団下校をさせる。 ⑤ 下校指導を行う。 低学年担任：徒歩で一緒に下校しながら危険箇所を把握 他の教職員：各担当交差点や危険箇所で指導 ⑥ 安全な下校が困難と判断される場合は、学校で待機させる。天候により、保護者に連絡し、迎えを依頼する。 ⑦ 必要に応じ、担任等が帰宅確認をする。

◆ 保護者の迎え等については、連絡方法や引き渡し方法を確認しておく。

（メール配信：教務主任）

◆ 一方通行（交通指導は教務主任の主導で担任以外の教職員対応）

校庭へは北門からの入り西門から出る。

◆ 保護者への児童の引き渡しは、基本的に教室にて行う。

◆ 学童クラブの児童は、1階学習室に集める。（放送：教頭）

即時
校
対
時
応

留
意
点

◆ メールによる緊急通報システムや学校ホームページを常に整備しておく。
（担当：教務主任 情報教育主任）

◆ 雷雨が小康状態となっても、土砂災害等の二次災害の危険があり、慎重に対応する。

◆ 被害防止のため、強風による転倒や移動の可能性のある物の固定、ドアの開閉や窓ガラスの飛散防止などに取り組む。

◆ 竜巻は、どこでも起こる可能性がある。

○ 「竜巻注意情報」発令→速やかに児童等に知らせる。

アナウンス

「学校の近くで竜巻が発生し、○○の方向から学校に近づいています。児童は直ちに活動をやめて、担任の指示に従い、安全な場所に避難してください。」

○ 「天候の急変(空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が発生する)」→頑丈な建物の中に入り、窓を閉め、カーテンを引き、ガラス窓から離れ、避難する。（1～4年階段 5～6年シェルター）

○ 外にいる場合→速やかに頑丈な建物に避難し、上記と同様の対応をする。

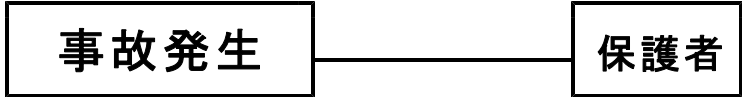
◆ 雷が鳴ってきたら、外での活動を中止して、建物の中に避難する。間に合わない場合は、高い木から離れ、身を低くする(しゃがみ込む)などの状況に応じた指導を日頃から徹底しておく。（担任）

雷雨時の下校対応マニュアル

	内 容	担当者
教育課程上の教育活動時の雷雨対応	(1) 教頭と教務主任で、インターネット・目視等により学校待機か下校かを判断して校長に報告し、指導を仰ぐ。	教頭・教務主任
	(2) 児童に対して、教室等での下校までの待避を放送で指示する。	教頭
	(3) 待機させる学年の最終校時終了時点で、待機学年に第1メールを送信する。	教務主任
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①件名 雷雨への対応</p> <p>②本文 只今、学校周辺で雷鳴が響いています(雷雨になっています)。間もなく1～3年生の下校時刻ですが、危険ですので△△(教室)に待機させます。お迎えに来られる方は迎えに来てください。その際は、最徐行で北門より入り、西門より出てください。4～6年生の下校時刻は16:00ですが、その時刻になっても天候が回復しない場合は、4～6年生も待機させます。なお、安全に下校できると判断した時点で、下校させる旨のメールを送信します。</p> </div>	
	(4) 放送にしたがって、児童を安全に待機させる。授業がある学年は、外での活動を除き、通常の授業を続ける。	担任・指導担当者
	(5) お迎えに来た保護者に児童を引き渡すときは、引き渡しカードを確認するか、または児童にお迎えの方の顔を確認させる。確認ができない場合は引き渡さない。	担任
	(6) 天候が回復し、教頭と教務主任で安全に下校できると判断できたら、校長に報告し、指導を仰ぐ。	教頭・教務主任
	(7) 下校が決まったら、児童に対して、安全に関する指導を含めて、放送で下校を指示する。	教頭
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①件名 下校のお知らせ</p> <p>②本文 雷(雷雨)に伴い児童を待機させましたが、天候が回復し安全に下校できると判断できますので、交通に気をつけて下校させます。なお、教職員は、安全確保のために下校指導を行います。ご協力ありがとうございました。</p> </div>	教務主任
	(9) 天候の回復が遅れ、下校可能の判断ができない場合は、最終時刻を教頭と教務主任で検討し、校長の指示を仰ぐ。	教頭・教務主任
	(10) 最終下校時刻とそれまでの待機場所(体育館または地域開放室)を放送で指示する。	教頭
	(11) 児童に荷物・下靴を持たせて待機場所に集合させる。	担任
	(12) 午後〇時まで児童を待機させる旨を知らせる第3メールを送信する。	教務主任
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①件名 お迎えのお願い</p> <p>②本文 天候が回復しないので、午後〇時までの間、児童を〇〇に待機させます。お迎えに来られる方は昇降口より入り、迎えに来てください。</p> </div>	

	<p>(13) メール登録していない家庭には電話連絡する。</p> <p>(14) お迎えに来た保護者に児童を引き渡すときは、引き渡しカードを確認するか、または児童にお迎えの方の顔を確認させる。確認ができない場合は引き渡さない。</p> <p>(15) 最終時刻30分前になったら、児童の残り具合を確認して、付き添い分担を決める。</p>	<p>担任</p> <p>担任</p> <p>教務主任</p>
2 教育課程外の教育活動時の雷雨対応 部活動等	<p>(1) 児童に対して、教室・体育館等での下校までの待避を放送で指示する。</p> <p>(2) 雷雨になった時点で、第1メールを送信する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①件名 雷雨への対応</p> <p>②本文 只今、学校周辺で雷鳴が響いています(雷雨になっています)。児童の安全のため、部活動を中止としますので、お迎えに来られる方は迎えに来てください。</p> </div> <p>(3) 放送にしたがって、児童を安全な場所に待避させる。</p> <hr style="border-top: 1px wavy black;"/> <p>(4) 天候が回復し、教頭と教務主任で安全に下校できると判断したら、校長に報告し、指示を仰ぐ。</p> <p>(5) 下校が決まったら、児童に対して、安全に関する指導を含めて、放送で下校を指示する。</p> <p>(6) 下校させる旨を知らせる、第2メールを送信する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①件名 下校のお知らせ</p> <p>②本文 雷雨のため部活動参加の児童を待機させていましたが、天候が回復し安全に下校できると判断できますので、交通に気をつけて下校させます。</p> </div> <p>(7) 児童を方向別に並ばせ、教職員付き添いのもと、遠い順に下校させる。付き添いは、児童がいなくなるまで行う。帰校後、全員帰宅できたことを教頭に報告する。練習終了時刻前であっても、練習は再開しない。</p> <hr style="border-top: 1px wavy black;"/> <p>(8) 天候の回復が遅れ、下校可能の判断ができない場合は、1-(9)以降と同様に対応する。</p>	<p>教頭</p> <p>教務主任</p> <p>指導者</p> <p>教頭・教務主任</p> <p>教頭</p> <p>教務主任</p> <p>担当者</p>
3 下校途中での雷雨対応	<p>(1) 下校開始40分以内に雷雨になった場合は、教頭の指示により職員が分担して校外指導を行う。 (指導内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童の安全確認 ② 雷雨待避のための指導 ③ 交通指導 ④ 通学路危険箇所(踏切・用水路脇等)の安全確認 <p>(2) 下校開始40分以上でも、必要に応じて校外指導を行う。</p>	<p>教頭</p>

【緊急時の連絡】



医療機関

- ◆小松原(内科)
70-1374
- ◆藤沢
(耳鼻咽喉科)
65-1387
- ◆鹿島(眼科)
65-0017
- ◆2丁目石井
(歯科)
62-0881
- ◆小峰(薬剤師)
43-8883

学校電話 0284-62-0242
 学校携帯 080-1000-4689
 学校FAX 0284-62-0536

教育委員会

- ◆学校教育課
20-2219 (学務)
20-2220 (指導)
- ◆学校管理課
20-2221 (管理)
20-2224 (施設)
- ◆青少年センター
20-2228

警察署等

- ◆足利警察署
43-0110
- ◆葉鹿駐在所
62-0101
- ◆交通指導員
周東芳子 62-4561
石井章江 64-1145
堀越洋子 62-5419

他関係機関

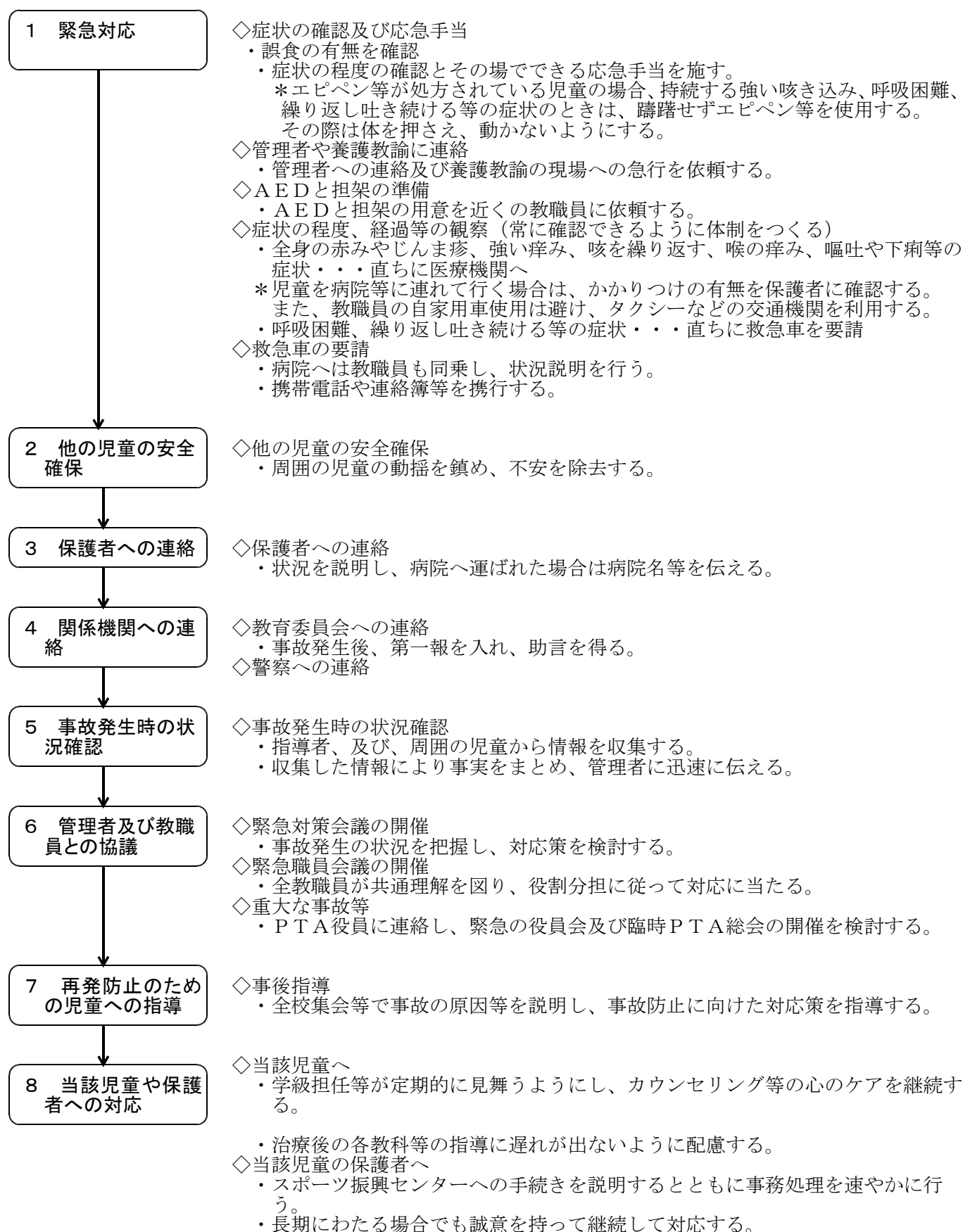
- ◆県南児童相談所
(0282)
24-6121
- ◆児童家庭課
20-2137
- ◆北関東警備保障
72-5221
- ◆足利消防署西分署
62-0119
- ◆ササキ防災
72-1216
- ◆ばんびくらぶ
62-7442
- ◆プーさんのおうち
62-0473
- ◆葉鹿学童
090-5430-2683

学校・保育所等

- ◆坂西中学校
62-0247
- ◆にし保育所
62-4555
- ◆東光寺幼稚園
62-0473
- ◆PTA会長
入江 久美子
080-9361-8259

<事例21> 食物アレルギー症状の発生時の対応

- 具体例 ① 給食時、アレルゲン成分を含んでいる食物を食べてしまった。
 ② 乳をアレルゲンとする児童の皮膚に牛乳をこぼしてしまった。



〈事例 2 2〉 熱中症対策マニュアル

1 熱中症とは

熱中症とは、暑熱環境によって生じる障害の総称。

熱中症にはいくつかの病型があるが、重症な病型である熱射病を起こすと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなる。学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生している。

熱失神	炎天下にじっとしていたり、立ち上がった時、運動後などに起こる。皮膚血管の拡張と下肢への血液貯留のために血圧が低下、脳血流が減少して起こるもので、めまいや失神（一過性の意識障害）などの症状が見られる。→足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。
熱けいれん	大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。→生理食塩水（0.9%食塩水）など濃いめの食塩水の補給や点滴により通常は回復する。
熱疲労	脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こる。→0.2%食塩水、スポーツドリンクなどで水分、塩分を補給することにより通常は回復する。
熱射病	高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多く。全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。→救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。

2 熱中症が起こりやすい条件

- 前日までに比べ、急に気温が上がった場合
- 梅雨明けしたばかりの時
- 気温はそれほどなくとも、湿度が高い場合
- 活動場所が、アスファルトなどの人工面で覆われているところや草が生えていない裸地、砂の上などの場合
- ふだんの活動場所とは異なった場所での場合
- 休み明け、練習の初日
- 練習が連日続いた時の最終日前後

3 熱中症予防の原則

①環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にできるようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。

②暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、徐々に暑さに慣らしていくことにも留意する。

③個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、運動量の軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる。また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

④服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

⑤具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

4 熱中症予防運動指針

- WBGT（湿球黒球温度）を測定し、熱中症予防運動指針に照らして適切な活動を行わせる。
- 児童の実際の活動場所でのWBGTを測定できるように、携帯型の熱中症指数計を常備する。屋外活動の際は、指導者は持ち出して使用する。
- 休み時間前に、養護教諭は校庭でWBGTを測定し、その結果を職員室に報告する。必要ある時は、休み時間の過ごし方について全校放送で周知する。

WBGT 31℃ 以上	危険 運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
WBGT 28℃ 以上	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。
WBGT 25℃ 以上	警戒 (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
WBGT 21℃ 以上	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
WBGT 21℃ 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 水泳学習についても、環境条件を定めて適切に実施する。

〈上限温度目安〉

- ・水温＋気温が65℃以上は水泳に適さない！
(ホースでの給水を行い、水温を下げる。活動時間の短縮)

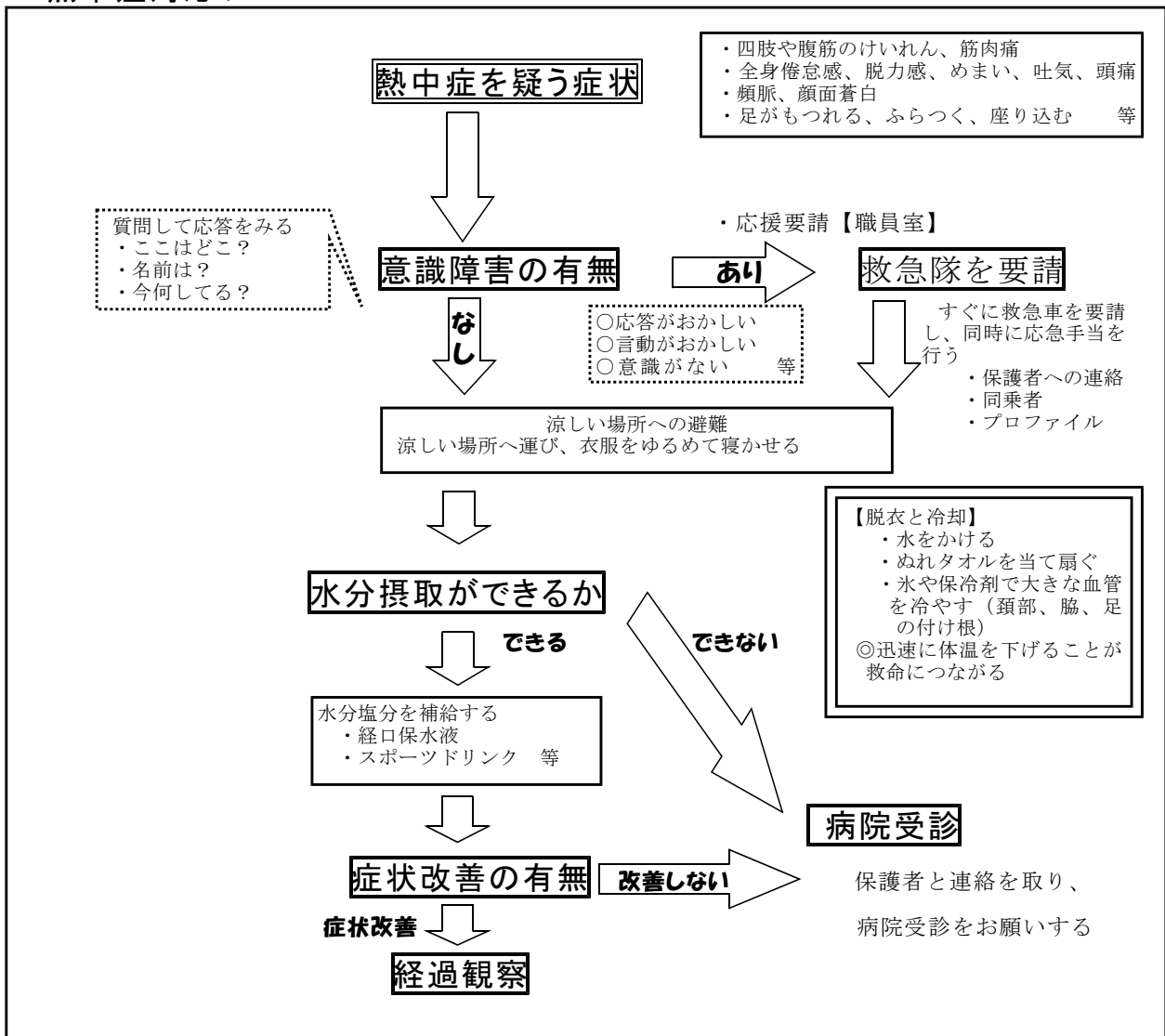
〈熱中症指数に注意！〉

- ・こまめな水分補給と休憩をとる。
- ・「危険・運動中止」では、水の中の活動であっても活動を短縮・中止する。

5 熱中症予防のための指導のポイント

- 熱中症予防運動指針に照らして適切な活動を行わせる。
- 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。
- 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。
- 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業は、こまめに水分を補給し適宜休憩を入れる。
また、終了後の水分補給も忘れないようにする。
- 常に健康観察を行い、児童の健康管理に注意する。
- 児童の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら、速やかに必要な措置をとる。
- 児童が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする。

6 熱中症対応フロー



＜その他＞

1 Jアラート発生時の対応（竜巻発生時の対応と同様）

①情報収集

②校長への報告

③校長からの指示

④校内放送（教頭）

ただいま、Jアラートが発生しました。児童は直ちに活動をやめて、担任の指示に従い、安全な場所に避難してください。

⑤避難

頑丈な建物の中に入り、窓を閉め、カーテンを引き、ガラス窓から離れ、避難する。
（1～4年階段 5～6年シェルター）

⑥安全確認（教頭）

⑦校内放送（教頭）

ただいま、Jアラートが解除されました。児童は担任の指示に従って、行動してください。